

平成 30 年度報告書

平成 31 年 4 月

兵庫県規制改革推進会議

目次

はじめに	1
I 委員会の開催状況	2
II 審議結果のまとめ	
1 審議結果の区分	3
2 審議県数等	3
III 平成30年度 兵庫県規制改革推進会議 審議結果	
1 県・市町の条例等による規制に関する事項	4
(1) 高速道路サービスエリアにおける屋外広告物規制	5
(2) 地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲	6
(3) 長屋で階数が3以下の木造建築物の構造制限	8
(4) 下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準	9
(5) 一定規模以上の幼稚園、認定こども園等の緑化基準	10
(6) 夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準	11
(7) 道路使用許可申請の包括申請による許可	12
(8) 工場立地法に基づく緑地面積率等に関する市町準則の制定、環境の保全と創造に関する条例による緑化基準	13
(9) 障害者相談員への障害者情報の提供	14
(10) 宝塚市都市計画区域の建ぺい率、路上渡り廊下設置基準等	15
(11) 民泊事業に対する営業期間及び事業実施地域等の制限	16
(12) 1ha以上の開発行為を行う場合の調整池設置義務	17
2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項	18
(1) 納税証明書交付請求書への申請者の押印省略	19
(2) 経営事項審査の往復はがきによる申請（審査日の予約）の見直し	20
(3) 介護老人福祉施設等の役員変更等の際の役員全員の押印義務の廃止	21
(4) 入札参加資格審査申請時の納税証明書の省略	22
(5) 土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮	23
(6) 指定障害福祉サービス事業に係る指定申請書類の明確化	24
(7) マイナンバーカードによるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付	25
(8) 福祉のまちづくり条例に基づく適合審査権限の市町からの引き上げ	26
(9) 市町が発行する身分証明書（禁治産等の宣告、破産に関する通知等）の手数料の軽減	27
(10) 収入証紙による手数料納付の方法の見直し	28
(11) 風営法に基づく許可申請の現地調査事務処理（期間）の見直し	29
(12) 姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃	30

3 国の法令等による規制に関する事項	31
(1) 古民家の改修等に係る規制緩和	32
(2) 農地取得要件の下限面積の撤廃	33
(3) マイナンバーカードの電子証明書等更新手続の簡素化等	34
(4) 企業立地を促進するための農業振興地域内農用地区域内農地の除外要件の緩和	35
(5) 六甲山における建築物等の新築、改築、増築等に関する各法規制の緩和	36
(6) 建築基準法改正(H30.6.27公布)に伴う用途変更の際の届け出の義務化	37
(7) 小規模建築物を宿泊施設とする場合の取扱いの柔軟化	38
(参考資料) 兵庫県規制改革推進会議設置要綱	39

はじめに

兵庫県では、これまで地方行政に対する国の規制に対して、関西圏国家戦略特区の取組に加え、地方分権改革に係る提案募集制度を活用し都道府県で最多の提案を行うなど、全国自治体の先駆けとなる取組を推進してきました。

このような中、県及び市町の条例等による独自の規制が、社会構造や経済情勢の変化に対応せず、地域活性化の支障となっていることが見受けられることから、このような事例について有識者と県・市町が参画して議論するため、平成30年度に兵庫県規制改革推進会議が設置されました。

当会議は、行政法、都市計画、産業など、各分野の有識者6名の委員で構成されており、見直しが必要と考えられる具体的な支障事例を県内市町、企業・各種団体等から幅広く募集しています。これにより、平成30年度は①県・市町の条例等による独自規制に関する事項、②県・市町の行政手続の簡素化に関する事項、③国の法令等による規制に関する事項について、合計31項目を審議対象としました。

審議を進めるにあたり、「それぞれの規制の目的よりも、兵庫の地域活性化を優先するという高次の判断がないと改革は進まない」、あるいは「価値観が相反する規制では、有識者として、また一住民として首長の判断を支える」ことを基本として議論を深めました。

この結果、31項目のうち25項目について提案の趣旨に沿った「対応を講ずる」こととし、県独自の規制については見直しの検討、市町の規制については市町への助言、国の規制については国への要望を行ってまいります。

また、今年度は、更に幅広い提案を募り、本県の規制改革の取組を一層推進してまいります。

平成31年4月

兵庫県規制改革推進会議委員長 中川 丈久
(神戸大学大学院法学研究科教授)

I 委員会の開催状況

回	開催日	議題
第1回	平成30年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革推進会議設置要綱(案)について ・他府県の状況及び本県における検討課題例
第2回	平成30年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町の条例等による規制に関する事項 (高速道路サービスエリアにおける屋外広告物規制 等) ・県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 (建設業の経営事項審査の往復はがきによる申請 等) ・国の法令等による規制に関する事項 (農地取得要件の下限面積の撤廃 等)
第3回	平成30年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町の条例等による規制に関する事項 (1ha以上の開発行為を行う場合の調整池設置義務 等) ・県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 (入札参加資格審査申請時の税納税証明書の省略 等) ・国の法令等による規制に関する事項 (六甲山における建築物等の新築、改築、増築等に関する各法規制の緩和 等) ・第2回会議で継続審議となった事項 (夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準 等)
第4回	平成31年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回会議で継続審議となった事項 (地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲 等) ・第3回会議で継続審議となった事項 (下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準 等) ・報告書(案)について

Ⅱ 審議結果のまとめ

1 審議結果の区分

	見出し	意味
対応するもの	(1) 規制・手続の見直し	条例、規則等に規定されているルールに問題があると考えられるため、当該ルールそのものを改める必要がある。
	(2) 制度内容の明確化	支障の原因が制度内容の分かりにくさにあると考えられることから、当該制度の内容を明確にした上で、周知する必要がある。
	(3) 制度内容の周知	制度内容には問題はないが、県民や他の地方自治体が制度の存在を知らないことで支障が生じていると考えられるため、当該制度の周知を徹底する必要がある。
	(4) 国へ制度の見直しを要望	法令等に規定されているルールに問題があると考えられるため、国に対してルールの改正を求める必要がある。
	(5) その他	技術的な制約等により直ちに結論を得ることが困難であるため、今後継続的な検討等が必要である。
	(6) 現行の制度運用を維持	支障事例の基となるルールに当たったが、現行の制度内容やその運用に合理性があり、当該ルールを見直す必要性が認められない。

2 審議件数等

- ・ 提案件数 38件
- ・ 審議対象提案 34件（4件分は、取り下げ）
- ・ 審議件数 31件（3件分は、類似提案として整理）

区分	件数	比率
(1) 規制・手続の見直し	9	29.0%
(2) 制度内容の明確化	5	16.1%
(3) 制度内容の周知	6	19.4%
(4) 国へ制度の見直しを要望	2	6.5%
(5) その他	3	9.7%
(6) 現行の制度運用を維持	6	19.4%
計	31	100.0%

Ⅲ 平成 30 年度 兵庫県規制改革推進会議 審議結果

1 県・市町の条例等による規制に関する事項 12 件

規制・手続の見直し:4 件、制度内容の明確化: 3 件、制度内容の周知: 3 件、
 現行の制度運用を維持:2 件

提案事項		審議結果
(1)	高速道路サービスエリアにおける屋外広告物規制	規制・手続の見直し (対応済) (県告示により本四高速を条例第 7 条の知事が指定する公共的団体に指定済みであり、通年点灯が可能)
(2)	地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲	規制・手続の見直し (対応済) (数字で一律に線引きする現行基準に該当しない場合でも、個別に判断することを要領に明示し、その判断例を示す)
(3)	長屋で階数が 3 以下の木造建築物の構造制限	規制・手続の見直し (対応済) (建築基準法の耐火建築物等の基準緩和も踏まえ、一般的な長屋等を適用除外とするよう県条例を見直す)
(4)	下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準	規制・手続の見直し (瀬戸内海の水質改善の状況に加え、栄養塩管理運転実施の観点から県条例による上乘せ基準を見直す)
(5)	一定規模以上の幼稚園、認定こども園等の緑化基準	制度内容の明確化 (取扱指針に基づき、空地面積の算定では運動場の面積を除外する弾力的な運用を実施しているが、施行規則に規定し取扱いの更なる周知を図る)
(6)	夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準	制度内容の明確化 (対応済) (実情に応じた許可の内容が明確になるよう、県警ホームページ上の Q & A に許可事例を掲載する)
(7)	道路使用許可申請の包括申請による許可	
(8)	工場立地法に基づく緑地面積率等に関する市町準則の制定、環境の保全と創造に関する条例による緑化基準	制度内容の周知 (市町に地域の実情を踏まえて条例制定による緑化基準の設定が可能であることを助言する)
(9)	障害者相談員への障害者情報の提供	制度内容の周知 (県と市町との連絡会議において、個人情報保護条例の規定に照らした、障害者相談員への障害者情報の提供に関する検討を、各市町に働きかける)
(10)	宝塚市都市計画区域の建ぺい率、路上渡り廊下設置基準等	制度内容の周知 (対応済) (容積率の緩和は、総合設計制度を活用より対応可能。道路上の渡り廊下等の設置は、市の許可基準適合により設置可能)
(11)	民泊事業に対する営業期間及び事業実施地域等の制限	現行の制度運用を維持 (県条例では、市町長の申し出により事業実施を制限する区域等を解除又は緩和が可能。180 日以内の規制の撤廃については、法の施行から日も浅いため今後の国の動向を見守る)
(12)	1ha 以上の開発行為を行う場合の調整池設置義務	現行の制度運用を維持 (市の雨水計画は速やかな雨水排除を目的とし、雨水の貯留等により流出増を抑制することが担保されていない。また、調整池の設置は、開発者の負担によるべきもの)

1 (1) 高速道路サービスエリアにおける屋外広告物規制

根拠法令等	(県)屋外広告物条例								
提案内容 (提案者:本州四国連絡高速道路(株))									
<ul style="list-style-type: none"> ・淡路サービスエリア(上り)で実施している「桜の小道イルミネーション」は、「一時的に表示し、又は設置する広告物等」として県の屋外広告物条例上の適用除外広告物扱いとしている (H28.4 県、淡路市、本四高速協議済み)。 ・一時的な表示としての制限があるため常時点灯が認められず、イベント開催時の一定期間しかイルミネーションの点灯ができない。(例:夏期イベント時:2 週間、冬期イベント時:2 ヶ月半など) ・イベント開催時に限らず常時(通年)点灯ができれば、誘客が促進され、周辺地域の活性化も見込まれる。 									
規制の状況									
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の良好な景観を形成するため、屋外広告物条例により、屋外広告物等について必要な規制を行っており、表示されるものが、一定の観念、イメージ等に結びつくものは、法で定める屋外広告物に該当し、条例による制限の対象となる。 ・「桜の小道イルミネーション」には、文字や図柄が表示されていることから、屋外広告物として条例の制限の対象となる。 ・社会生活上欠くことのできないものは、「適用除外広告物」として全部又は一部の制限を適用しない規定を設けている。 									
【適用除外広告物の例(屋外広告物条例第7条)】									
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">I 許可を受けることなく、全地域・禁止物件で表示・設置できるものの例</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">i) 他法令の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">ii) 国、地方公共団体及び指定する公共的団体が公共的目的をもって表示・設置するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">iii) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">II 許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるものの例</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">i) 自己の住所又は事業所、営業所、作業場に表示・設置するもので、一定規模以下のもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">ii) 葬儀や慣習上の行事などのために、一時的に表示するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">iii) 電車の車体に所有者の名称や商標又は自己の事業・営業の内容等を表示するもの</td> </tr> </table>		I 許可を受けることなく、全地域・禁止物件で表示・設置できるものの例	i) 他法令の規定によるもの	ii) 国、地方公共団体及び指定する公共的団体が公共的目的をもって表示・設置するもの	iii) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等	II 許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるものの例	i) 自己の住所又は事業所、営業所、作業場に表示・設置するもので、一定規模以下のもの	ii) 葬儀や慣習上の行事などのために、一時的に表示するもの	iii) 電車の車体に所有者の名称や商標又は自己の事業・営業の内容等を表示するもの
I 許可を受けることなく、全地域・禁止物件で表示・設置できるものの例									
i) 他法令の規定によるもの									
ii) 国、地方公共団体及び指定する公共的団体が公共的目的をもって表示・設置するもの									
iii) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等									
II 許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるものの例									
i) 自己の住所又は事業所、営業所、作業場に表示・設置するもので、一定規模以下のもの									
ii) 葬儀や慣習上の行事などのために、一時的に表示するもの									
iii) 電車の車体に所有者の名称や商標又は自己の事業・営業の内容等を表示するもの									
条例等所管部局等の回答 (景観形成室)									
<p>【対応済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「桜の小道イルミネーション」は下記の(ア)、(イ)のとおり「<u>国・地方公共団体・知事の指定する公共的団体が、公共的</u> <u>目的をもって表示する広告物</u>」として、H29 年 3 月以降常時(通年)点灯できる状況にある。 (ア) 本四高速を含む高速道路の管理運営に関わる株式会社を「<u>知事が指定する公共的団体</u>」に指定済み(H29.3)である。 (イ) 明石海峡大橋や観覧車など淡路島のシンボルが主たるイルミネーションであることから、観光振興や地域の活性化などの<u>公共的</u>目的をもっていると判断する。 									
審議の結果等									
<p>規制・手続の見直し (対応済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に知事が指定する公共的団体に指定され、常時点灯できる状況にあることから、解決済みとする。 									

1 (2) 地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲

根拠法令等	(県) 臨時的食品取扱要領
提案内容 (提案者:佐用町商工会等)	
<ul style="list-style-type: none"> ・子供会等のイベントで三大祭り等に露店(飲食店)を出す際など、「1年に1回かつ連続して3日以内」を超えて、年間に複数回出店する場合には、露店営業許可が必要となる。子供会等の組織では、許可取得費用の負担や、事前の鉄板等調理器具の検査などが実務上困難な状況がある。 ・飲食店等許可営業者に地域イベントへのボランティアでの出店を依頼する際、許可営業者は年間1回の出店でも、露店営業許可が必要となる。1回の出店のためだけに、許可取得費用等の負担が事業者に掛かり、出店してもらえない。露店営業許可が必要となる基準を見直すことで、地域イベントへの出店も増え、地域の活性化にも繋がる。 	
規制の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法では、公衆衛生に与える影響が著しい営業であるとして政令で定める飲食店営業等について、その営業を営もうとする者は、許可を受けなければならない。この場合、「営業」とは、同種の行為を反復継続して遂行し、社会通念上も事業として認識される程度の規模、形態をなす場合であると解されており、イベントや祭礼に屋台など簡易な施設で出店する露店営業者も同様に規制の対象となる。 <p>[地域団体等がイベント等で露店(飲食店)を出店する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントで食品を提供等する場合の安全を確保するため、県では「臨時的食品取扱要領」を定め、臨時的な取扱いとみなす出店頻度を「1年に1回かつその日数が連続して3日以内」としている。この範囲を超えて要許可業種の出店を行う場合には、露店営業の許可が必要として取り扱っている。 <p>[飲食店等許可営業者自らが露店の出店者となる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等許可営業者自らが出店者となり許可施設の名称で出店する場合は営業行為であり、その日数、回数に関係なく露店営業の許可が必要である。ただし、許可営業者が関わるもの全てを営業行為と見なしているわけではなく、許可営業者がイベントに出店する団体の一員として参加する場合などは、臨時出店として取り扱っている。 	
条例等所管部局等の回答 (生活衛生課)	
<p>【対応を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易な設備で行われる露店形式での食品の取扱については、県内外において食中毒が発生し、県外の事例では死亡者も出るなど一般的に衛生確保が困難である。子供会等の地域団体が行う場合であっても、飲食店等許可営業者が行う場合であっても、その安全性を確保するためには、露店営業者に対する取り締まりと、臨時出店者に対する指導を適切に実施することが重要である。 ・「臨時的食品取扱要領」では、反復継続性から明らかに営業とは見なさない範囲を示しているに過ぎず、その範囲を超えた場合に許可を要するか否かは、個別に判断すべきところであるが、露店営業者を厳格に取り締まるため、現在、食品衛生法による許可対象の判断基準として実質、運用されている。 ・提案を受けて、当該要領の臨時出店として取り扱う範囲が、上記運用を踏まえ妥当なものとなるよう検討する。 	
審議の結果等	
<p>規制・手続の見直し (対応済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業とみなさない範囲の基準等の明確化を検討し、明確化が難しい場合は具体の例示ができないか検討を行うこと。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数字で一律に線引きする現行の運用を改め、要領の定義に合わない場合には、個別に判断することを明示し、窓口対応平準化のための判断例を示す。(平成31年3月29日付け改正済。) <p>【改正内容】 次頁のとおり</p>	

「臨時的食品取扱要領」の改正について

1 アンダーライン部分の追加

臨時的食品取扱要領（抜粋）

1 目的

この要領は、各種催し物等のイベント（以下「イベント等」という。）において、社会通念上、営業と認められない範囲で食品を提供する等の行為に対し、公衆衛生の確保の観点から必要な事項を定め、不特定多数の者に対し、簡易な施設を設けて食品を提供する行為における食の安全を確保することを目的とする。

2 定義

- (1) 本要領において、臨時的食品取扱とは、イベント等において、社会通念上、営業と認められない範囲で簡易な施設を設けて食品を提供する等の行為であって、原則、次の事項をすべて満たすものをいう。

ア 極めて小規模な行為又はイベント等他の事業に付随して行われるものであって、食品の提供等が独立した事業とは認められないこと。

イ 食品等の提供が、1年に1回かつその日数が連続して3日以内であること。

なお、上記のいずれかに該当しない場合は、出店の目的や規模、頻度、出店者と主催者の関係等をもとにその取扱いを判断する。

- (2) 本要領において、出店者とは、(1)の行為を行う者をいう。
(3) 本要領において、主催者とは、イベント等を主催する者をいう。

2 判断の参考とするための例

- (1) 学校、保育園等が主催し、生徒、園児、保護者や学校等関係者のみが参加するイベントに参加者が出店する場合は、回数にかかわらず本要領の対象として扱って差し支えない。
- (2) 高校等で行われる学園祭、文化祭に当該学校の生徒、教員、PTAが出店する場合、年数回程度であれば、不特定多数が参加する行事であっても本要領の対象として扱って差し支えない。
- (3) 市町等が季節毎に開催するイベントに付随して、主催者やイベントの運営に関わる団体が自ら出店する場合、年数回程度であれば本要領の対象として扱って差し支えない。
- (4) 市町等が主催するイベントであっても、主催者の募集に応募して出店する者については、年2回以上の出店が計画されている場合は、原則、営業として取り扱う。
- (5) 集客力を期待してイベントの主催者に依頼された食品関係業者が出店する場合は、その食品の提供等が社会性を有するものと判断し、出店の回数にかかわらず営業として取り扱う。
- (6) 食品関係業者がイベントに関わる団体の構成員として出店に参加する場合は、食品関係業者以外の者と同様に、「1年に1回かつその日数が連続して3日以内」の出店であれば本要領の対象として扱って差し支えないが、それを超える頻度の場合は個別に判断する。

1 (3) 長屋で階数が3以下の木造建築物の構造制限

根拠法令等	(県)建築基準条例
提案内容 (提案者:兵庫県建設業協会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・県条例による木造長屋の構造制限について、階数が3以下で屋根・外壁を不燃材で仕上げ、CLTを使用して建築する場合は、準耐火建築物扱いとし、建築可能としてはどうか。 ・CLTは、構造材即仕上げ材となり得ることから、活用範囲が広がれば、建築工期が短縮でき、災害時等にも早急に対応できる。 	
規制の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内にある木造の長屋は、建築基準法で技術的基準が付加された共同住宅と比較して、耐火性能が劣るという観点から、条例により制限している。 <p>【木造の長屋の階数制限(建築基準条例第25条)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第25条 都市計画区域内にある長屋(耐火建築物を除く。)で主要構造部である柱又ははりが木造であるものは、地階を除く階数を2(準耐火建築物である長屋又は政令第136条の2に定める基準に適合する長屋にあつては、3)以下としなければならない。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物としたものは階数の制限はない。 	
条例等所管部局等の回答 (建築指導課)	
<p>【現行制度で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長屋については、複数の住戸が集合していることから、一戸建て住宅よりも耐火性能を高める必要があるため、主要構造部である柱又ははりが木造であるものは、階数を2以下に制限している。準耐火建築物等とすれば、階数を3とすることを認めている。(階数3以上の「共同住宅」は、建築基準法により耐火建築物とすることが求められている。) ・外壁及び軒裏を不燃材料で仕上げるのみでは、内部からの火災への耐火等性能が欠けており、準耐火建築物とはならない。例えCLT材を使用していたとしても、耐火性能の面でその他の木材とは差異がないことから、CLT材による建築物ということをもって、準耐火建築物の要件を満たすものではない。 ・CLT材を構造材即仕上材とするためには、「燃えしろ設計」※により、準耐火建築物とすれば対応可能である。 <small>※燃えしろ設計:火災時に表面部分が燃えて炭化する厚さ(燃えしろ)を除いて、残存断面の荷重支持能力を期待した防耐火設計</small> ・建物の安全に関することであり、建築基準法の改正なども踏まえ、今後の対応については慎重に検討していく。 	
審議の結果等	
<p>規制・手続の見直し (対応済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他府県の状況と比較した上で、兵庫県の木造長屋に関する基準が現状で良いかどうかの検証を行うこと。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は現行制度のままとする方針であったが、本県の木造長屋に対する構造制限について、平成30年6月(平成31年6月施行予定)の建築基準法改正により、耐火建築物等とすべき基準が緩和されたことも踏まえ、県条例の見直しを行う。 (H31.2月県議会へ条例改正案を上程。平成31年3月19日付け改正済。) 	
<p>【改正内容】</p> <p>一般的な長屋及び、小規模(200㎡未満かつ3階建て)の重層長屋を適用除外とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="159 1792 558 2128"> <p>【一般的な長屋】 上下階が1つの住戸の長屋</p> </div> <div data-bbox="590 1792 1149 2128"> <p>【重層長屋】 出入口は全て1階にあるが、各階が独立した住戸である長屋</p> </div> </div>	

1 (4) 下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準

根拠法令等	(県)水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例						
提案内容 (提案者:神戸市)							
<ul style="list-style-type: none"> 下水処理施設は、近年処理能力が向上しており、これに伴い窒素除去に寄与するアンモニア酸化細菌が多く生息する状況となっている。処理水にアンモニア及び、アンモニア酸化細菌が残存すると、アンモニア由来の生物化学的酸素要求量(BOD)※が大きく観測され、県の上乗せ基準を超える恐れがあるため、栄養塩管理運転を中止してアンモニア性窒素の抑制等を図らねばならないことがしばしば生じている。 円滑な栄養塩管理運転実施のため、瀬戸内海海域に係る下水道終末処理施設については、県条例による BODの上乗せ基準の撤廃が望ましい。 ※生物化学的酸素要求量(BOD):水の汚れを表す代表的な指標。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費する酸素の量。数値の値が大きいほど汚れの度合いが高い。 							
規制の状況							
<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法では、公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、汚水又は廃液を排出する施設(特定施設)を設置する特定事業場から排出される排水について、排水基準が定められている。 水質汚濁防止法第3条第3項では、都道府県は条例で水質汚濁防止法の排水基準より厳しい排水基準を定めることができることとされており、兵庫県も当該規定に基づき上乗せ排水基準を定めている。 <p>【下水道終末処理施設の排水に係る生物化学的酸素要求量(BOD)の規制値】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規制の根拠</th> <th style="text-align: center;">排水の規制値 (BOD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(国) 水質汚濁防止法</td> <td>海域：なし 河川：160 mg/L (最大値)</td> </tr> <tr> <td>(県) 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例</td> <td>25 mg/L (最大値)</td> </tr> </tbody> </table>		規制の根拠	排水の規制値 (BOD)	(国) 水質汚濁防止法	海域：なし 河川：160 mg/L (最大値)	(県) 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例	25 mg/L (最大値)
規制の根拠	排水の規制値 (BOD)						
(国) 水質汚濁防止法	海域：なし 河川：160 mg/L (最大値)						
(県) 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例	25 mg/L (最大値)						
条例等所管部局等の回答 (水大気課)							
<p>【見直しを検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 49 年当時、瀬戸内海の水質汚濁が深刻な状況にあったことから、瀬戸内海の環境基準を達成できない状況等を勘案し、同条例を制定した。 一方で、現在は瀬戸内海の水質が大幅に改善され、アンモニア等の窒素、りん濃度が著しく低下したことにより、水産資源への影響が生じているとの懸念があることから、窒素、りん適切な管理を図るため下水処理場で栄養塩管理運転を推進しており、その観点から当該基準の見直しを検討する。 							
審議の結果等							
<p>規制・手続の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 見直しを検討という方向性は良い。海の状況を示す数値、近隣府県の状況など、具体的な情報を追加すること。 検討に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正等により、水質の保全とともに、生物の多様性や水産資源の持続的な利用の確保等、瀬戸内海の持つ価値や機能が発揮された「豊かな海」とする考え方が明確にされたことを踏まえ適切に行うこと。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年度中の見直しに向け、COD(化学的酸素要求量)や窒素濃度等の、科学的なデータに基づく検証作業を進める。 (平成 31 年度中速やかに対応) 							

1 (5) 一定規模以上の幼稚園、認定こども園等の緑化基準

根拠法令等	(県)環境の保全と創造に関する条例									
提案内容 (提案者:兵庫県建築士会)										
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、認定こども園等の用途において1,000㎡を超える場合、県環境条例の緑化基準を充足させるのが困難な場合があり、トラック等の運動用地や遊具及び、これに必要な安全隔離の確保に支障が生じる場合がある。 ・立地の状況等に応じて、緑化基準が緩和できれば、幼稚園、認定こども園等では、大都市部でも園庭の確保がしやすくなり、要望の高い地域でより多くの園児受け入れが可能となる。 										
規制の状況										
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋上や壁面、敷地の緑化は、緑化可能地が限られた都市部において、ヒートアイランド現象の緩和等に効果を有する総合的な緑化を進めていく上で重要な役割を果たす。そのため、条例によって緑化に関する義務やその実効性を確保する計画の届出、勧告及び公表について制度化を図り、建築物及びその敷地の緑化を推進している。 ・環境の保全と創造に関する条例(以下「環境条例」という。)第 118 条の2において、市街化区域内の敷地面積1,000㎡以上の建築物の敷地について緑化義務を定めており、幼稚園、認定こども園等を新築等する場合には、その敷地について「空地面積※の50パーセント以上」の緑化が求められる。 										
【建築物の敷地の緑化基準(環境条例施行規則別表第17(抜粋))】										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="156 981 943 1032">建築物の敷地の区分</th> <th data-bbox="943 981 1273 1032">緑地の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1032 612 1225" rowspan="2">建築物(住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第1項に規定する特定工場を除く。)の敷地で敷地面積が1,000平方メートル以上のもの</td> <td data-bbox="612 1032 943 1128">新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合</td> <td data-bbox="943 1032 1273 1128">空地面積の50パーセント以上とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 1128 943 1225">既設の建築物の敷地の場合</td> <td data-bbox="943 1128 1273 1225">空地面積の20パーセント以上とすること。</td> </tr> </tbody> </table>			建築物の敷地の区分		緑地の面積	建築物(住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第1項に規定する特定工場を除く。)の敷地で敷地面積が1,000平方メートル以上のもの	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	空地面積の50パーセント以上とすること。	既設の建築物の敷地の場合	空地面積の20パーセント以上とすること。
建築物の敷地の区分		緑地の面積								
建築物(住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第1項に規定する特定工場を除く。)の敷地で敷地面積が1,000平方メートル以上のもの	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	空地面積の50パーセント以上とすること。								
	既設の建築物の敷地の場合	空地面積の20パーセント以上とすること。								
※空地面積:敷地面積から当該敷地面積に建ぺい率を乗じて得た面積を控除した面積。										
条例等所管部局等の回答 (都市政策課)										
<p>【現行制度で対応(規定の方法を見直し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等(幼稚園、認定こども園等を含む)では、緑化基準に定める「空地面積」の算定において敷地面積から運動場の面積を除くことができるよう取扱い指針を定め、弾力的な運用により対応している。 ・今後、より明示性を高めるため、当該内容を環境条例施行規則に規定するとともに、ホームページ等により当該取扱いのさらなる周知を図る。 										
審議の結果等										
<p>制度内容の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園への移行特例を活用する保育園等による提案であるのか等の背景と、取扱指針が十分に弾力的ではないという趣旨の提案ではないのか提案者に確認すること。 <p>《審議内容を踏まえ提案者に確認した内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の提案は、取扱い指針によって弾力的な取扱いがされていることを知らないことによるもの。弾力的な取扱いでも問題が発生しているという事例は聞いていない。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管部局等の対応方針どおり、規則への規定等を行い、取扱いのさらなる周知を図る。(平成31年度中速やかに対応) 										

1 (6) 夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準

根拠法令等	(国)道路交通法
提案内容 (提案者:佐用町)	
<ul style="list-style-type: none"> ・管路埋設工事では、夜間に規制解除するため当日の夕方に仮舗装を行い、翌朝にその舗装を撤去し掘削完了後に管布設し、また夜間に備え埋戻し仮舗装をしている。 ・また夜間に片側車線に作業帯を残し片側交互通行で規制を行う場合は、道路種別、交通量の大小にかかわらず交通誘導員を配置する必要があるため、工事費が増大している。簡易信号機のみによる交互通行の誘導などを、実情に合わせて行いたい。 	
規制の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的として定められている。 	
<p>【道路使用許可が必要な行為(道路交通法第77条)】</p>	
<p>次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路において<u>工事若しくは作業をしようとする者</u>又は当該工事若しくは作業の請負人 2 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者 3 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者 4 道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者 	
<ul style="list-style-type: none"> ・許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、個別具体的な内容(申請内容、当該道路の状況等)に応じて、必要な条件を付することができる。 	
条例等所管部局等の回答 (兵庫県警察本部)	
<p>【現行制度で対応】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路使用の許可に際して付される条件は画一的なものではなく、個々の行為の内容、交通流量等交通環境に応じて、道路の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な範囲で所管警察署長が付している。 	
審議の結果等	
<p>制度内容の明確化</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・許可基準の明確化を検討し、明確化が難しい場合は、簡易信号機だけで認めている等の具体の例示ができないか検討を行うこと。 	
<p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・許可基準例を掲載した内部規程を県警ホームページに公開する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請時の参考となるよう、県警ホームページ上のQ&Aの内容を充実させる。(H31. 3. 29 掲載済) 	
<p>【対応内容】</p>	
Q	<p>工事用信号機だけで道路工事を行うことは可能ですか？</p>
A.	<p>道路工事が非市街地、離島、夜間のため交通量が少なく、また、工事区間が短くて道路の見通しも良好な場合は、交通誘導員を配置せず、工事用信号機の単独利用が可能な場合もあります。</p>
	<p>ただし、その場合でも、保安要員は必要とするときもあります。</p>
	<p>道路使用の許可条件に関することは、事前に工事場所を管轄する警察署に相談してください。</p>
	<p>【工事用信号機の単独運用による道路使用許可申請を受理した事例】 山間部におけるブロック積工に伴う道路掘削による24時間片側交互通行(昼間時は交通誘導員配置)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 規制区間 約200メートル(S字カーブ) ● 道路幅員 7.5メートル ● 交通量 日中約10台/h、夜間2台/h ● 交通規制 最高速度50km/h
	<p>上記はあくまで許可事例であり、同条件であっても必ず許可されるものではありませんので、事前に管轄警察署へ相談してください。</p>
	<p>(出典 県警ホームページ)</p>

1 (7) 道路使用許可申請の包括申請による許可

根拠法令等	(国) 道路交通法
提案内容 (提案者: 宍粟市商工会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・商店街を通行止めにして、軽トラ市(軽トラ等の荷台に商品を積んで路上で販売)を企画した際、軽トラック 1 台ごとの道路使用許可申請を求められた。イベント主催団体が一本にまとめた申請(道路使用許可 2,000 円)にて交渉したが、軽トラ市の出店者それぞれが独立しており、それぞれで申請する決まりになっていると回答があった。 ・主催者団体が取り纏めて一本の申請で対応できるよう、イベント時における道路使用許可申請の手続等を簡略化してほしい。 	
規制の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。 ・露店等の出店に係る行為を、一つの行為として取り扱うかどうかについては、行為の主体、目的、時間、場所及び方法又は態様が客観的に一体として捉えられるもので、かつ、一体として捉えて許可を与えても交通の安全と円滑を確保するために必要な管理ができるものであるかどうかで判断される。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(ア)当該行為の主体(店を出そうとする者)が同一であること。 店を出そうとする者とは、道路に露店等を出そうとする「意思の主体」であり、個人で出店する場合はその者が、業として数台の露店を出店する場合はその業務主が意思の主体となる。</p> <p>(イ)同一の機会に同一趣旨の下で実施されるものと認められること。 露店等の出店自体が一つのイベントとして、主催者が露店等の管理運営を行う場合等。ただし、主催者が、出店について単なる枠決めだけを行うのみで、交通の安全と円滑を確保するために必要な管理ができない等の場合は、認められない。</p> </div>	
条例等所管部局等の回答 (兵庫県警察本部)	
<p>【現行制度で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の店舗等の出店の道路使用許可については、警察庁通達に基づき、当該露店等の運営全般が一の運営団体の管理及び責任の下で一体として運営されている実態があるときは全体として一つの行為として取扱うことが可能であり、申請者の要望に応じ許可を一括化している。 ・一つの行為として取扱うかどうかは行為の主体、目的、時間、場所、方法及び態様を勘案して、全体として一つのイベント等を評価し得るかどうかで判断している。 	
審議の結果等	
<p>制度内容の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可基準等の明確化を検討し、明確化が難しい場合はこういう場合は一体で許可を行ったというような具体の例示ができないか検討を行うこと。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可基準例を掲載した内部規程を県警ホームページに公開する。 ・申請時の参考となるよう、県警ホームページ上のQ&Aの内容を充実させる。(H31. 3. 29 掲載済) <p>【対応内容】 Q _____</p> <p style="font-size: 0.8em;">イベントで複数の露店が出店するが、まとめて1本の申請で可能ですか？</p> <p style="color: red; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">A.</p> <p style="font-size: 0.8em;">自治体や団体の長が申請者となり、出店する全ての露店を「管理・運営」するのであれば、露店出店を1件の申請で行うことも可能です。</p> <p style="font-size: 0.8em;">「管理・運営」とは、申請者が単なる枠決めを行うだけでなく、全ての露店に対して出店する時間、場所、責任者、内容及び非常時の対応要領等について統率することで各種事故を未然に防止するなど、申請者が露店出店に関する全般的な責任を負うことを意味します。</p> <p style="font-size: 0.8em;">複数の露店をまとめて申請する場合は、事前にイベント会場を管轄する警察署に相談してください。</p> <p style="font-size: 0.8em;">【複数の露店出店をまとめて申請受理した事例】 ハンドメイド品を展示販売するマーケットを一つのイベントとして、協議会が申請。 出店数は約60店舗。概ね月1回の開催。 主催者側で、下記のとおり出店者の管理が行える体制がとられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者が出店者を募集し選否を判断。 ・出店場所のテントを主催者が設置。 ・自主警備計画が立てられている。 <p style="font-size: 0.8em;">上記はあくまで許可事例であり、同条件であっても必ず許可されるものではありませんので、事前に管轄警察署へ相談してください。</p> <p style="text-align: right;">(出典 県警ホームページ)</p>	

1 (8) 工場立地法に基づく緑地面積率等に関する市町準則の制定
環境の保全と創造に関する条例による緑化基準

根拠法令等	(国)工場立地法、地域未来投資促進法 (県)環境の保全と創造に関する条例												
提案内容 (提案者:兵庫県建築士会等)													
<ul style="list-style-type: none"> 企業が、事業拡大や老朽化に伴い生産施設を既存敷地で増築・建替する際に、緑地面積の確保がネックとなり、工場建設時に比べて厳しい面積基準のもとでの増築・建替を余儀なくされる場合がある。また、緑地面積に係る基準を充足させるために、車両の運行や仮置きヤード等の確保等に支障が生じる場合もある。 建物の立地や用途の実情に応じて、きめ細かく基準を設定できれば、企業の緑化の負担減により設備投資や生産施設の再編、施設の増改築の促進などにつながり、製造業の競争力回復にも寄与する。 													
規制の状況													
<ul style="list-style-type: none"> 工場立地法に基づく「国が定める準則」及び、環境の保全と創造に関する条例(以下「環境条例」という。)により、一定規模以上の製造業等の工場敷地について、その20%以上は緑地面積として確保し、市町へ届出を行う必要がある。 <p>【工場等の敷地の緑化基準の概要(新設の場合)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途 敷地面積</th> <th style="text-align: center;">① 製造業・電気供給業(水力・地熱発電所除く)・ガス供給業・熱供給業に係る工場や事業場</th> <th style="text-align: center;">② 県又は市町と公害防止等の協定※1を締結した工場等(①に該当する工場や事業場は除く)</th> <th style="text-align: center;">③ ①、②以外の工場等(建設業、運輸業、小売業、サービス業等の工場や自動車修理工場、倉庫、事務所、作業所、百貨店・スーパー等の事業場)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">9,000 m²以上 または建築面積 3,000 m²以上</td> <td style="text-align: center;"><u>敷地面積の20%以上</u> (工場立地法)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>敷地面積の20%以上</u> (環境条例 § 118)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>空地面積 ≥ 300 m²の場合 空地面積※2の50%以上</u> (環境条例 § 118)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9,000 m²未満 } 1,000 m²以上</td> <td style="text-align: center;"><u>敷地面積の20%以上</u> (環境条例 § 118)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 県または市町と締結した「公害防止協定」または「環境の保全に関する協定」 ※2 (都市計画区域内)空地面積 = 敷地面積 - 敷地面積 × 法定建蔽率 (都市計画区域外)空地面積 = 敷地面積 × 0.3</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地面積の割合(20%以上)は、工場立地法に基づく「市町村準則」を参酌し、市町が条例で規定すれば、緩和または強化(5~30%)することが可能となっている。 地域未来投資促進法に基づく「市町村準則」では、工場立地特例対象区域について、市町が条例で規定すれば、緩和(緑地面積1~20%未満)できる。 環境条例においても、工場立地法及び地域未来投資促進法に基づく緩和または強化措置(緑地面積5~30%及び1~20%未満)の対象となる区域に立地する工場等の敷地の緑化基準については、工場立地法等と同様の基準により、市町が条例等で緩和または強化することができる。 				用途 敷地面積	① 製造業・電気供給業(水力・地熱発電所除く)・ガス供給業・熱供給業に係る工場や事業場	② 県又は市町と公害防止等の協定※1を締結した工場等(①に該当する工場や事業場は除く)	③ ①、②以外の工場等(建設業、運輸業、小売業、サービス業等の工場や自動車修理工場、倉庫、事務所、作業所、百貨店・スーパー等の事業場)	9,000 m ² 以上 または建築面積 3,000 m ² 以上	<u>敷地面積の20%以上</u> (工場立地法)	<u>敷地面積の20%以上</u> (環境条例 § 118)	<u>空地面積 ≥ 300 m²の場合 空地面積※2の50%以上</u> (環境条例 § 118)	9,000 m ² 未満 } 1,000 m ² 以上	<u>敷地面積の20%以上</u> (環境条例 § 118)
用途 敷地面積	① 製造業・電気供給業(水力・地熱発電所除く)・ガス供給業・熱供給業に係る工場や事業場	② 県又は市町と公害防止等の協定※1を締結した工場等(①に該当する工場や事業場は除く)	③ ①、②以外の工場等(建設業、運輸業、小売業、サービス業等の工場や自動車修理工場、倉庫、事務所、作業所、百貨店・スーパー等の事業場)										
9,000 m ² 以上 または建築面積 3,000 m ² 以上	<u>敷地面積の20%以上</u> (工場立地法)	<u>敷地面積の20%以上</u> (環境条例 § 118)	<u>空地面積 ≥ 300 m²の場合 空地面積※2の50%以上</u> (環境条例 § 118)										
9,000 m ² 未満 } 1,000 m ² 以上	<u>敷地面積の20%以上</u> (環境条例 § 118)												
条例等所管部局等の回答 (自然環境課・産業立地室)													
<p>【現行制度で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場立地法は全国、環境条例は県域に対して工場敷地等の緑化等に関する一律の基準を設けるものである。住宅、学校、病院等が存在する地域に工場等が立地する場合と、工場等が集中して存在する地域に立地する場合とでは、周辺的生活環境との調和等に必要な緑地等の面積が異なることから、地域の土地利用の現状や将来計画との整合性及び住民のニーズ等、地域の実情に応じた緑地整備や工場立地の促進が行えるよう、市町条例等で当該基準を緩和または強化できるとしている。 県としても、当該制度の周知を図る。 													
審議の結果等													
<p>制度内容の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場等の敷地の緑化基準は、市町が地域の実情に応じて規定できることから、基準を更に緩和または強化するという判断を、地域の状況も踏まえて市町が積極的に行えるよう、制度の周知を行うこと。 (平成31年度中速やかに対応) 													

1 (9) 障害者相談員への障害者情報の提供

根拠法令等	(国) 民生委員法、身体障害者福祉法 (市町) 障害者相談員設置要綱												
提案内容 (提案者: 兵庫県身体障害者福祉協会)													
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談員が障害者の相談活動をプッシュ型で行おうとしても、障害者相談員には個人情報提供されていないため市町のどこにいるのかわからず、相談に乗ることができない状況にある。 ・障害者相談員に対しても、民生委員同様に障害者の個人情報が提供されれば、相談を必要とする人へ能動的にアプローチができ、働きかけの強化につながる。 													
規制の状況													
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。 ・障害者相談員は、市町から委嘱され、身体障害者の福祉の増進を図るべく、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行っている。 <p>【民生委員と障害者相談員への情報提供に係る法令等の定め等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%;">障害者相談員</th> <th style="width: 45%;">民生委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職務内容</td> <td>・身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと</td> <td>・援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと 等</td> </tr> <tr> <td>守秘義務</td> <td>・身体障害者福祉法第 12 条の 3</td> <td>・民生委員法第 15 条</td> </tr> <tr> <td>情報提供に係る法令等の定め</td> <td>・本人の同意に基づいて、相談員への情報提供が可能 ・各市町の個人情報保護条例の規定に基づいて、各市町での対応が必要</td> <td>・災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に、条例の定め又は本人同意による名簿情報の事前提供について定められている。 ・職務として住民の生活状況の適切な把握が定められている。(民生委員法第 14 条) ・厚生労働省からも、民生委員への情報提供を求める通知が発出されている。</td> </tr> </tbody> </table>			障害者相談員	民生委員	職務内容	・身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと	・援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと 等	守秘義務	・身体障害者福祉法第 12 条の 3	・民生委員法第 15 条	情報提供に係る法令等の定め	・本人の同意に基づいて、相談員への情報提供が可能 ・各市町の個人情報保護条例の規定に基づいて、各市町での対応が必要	・災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に、条例の定め又は本人同意による名簿情報の事前提供について定められている。 ・職務として住民の生活状況の適切な把握が定められている。(民生委員法第 14 条) ・厚生労働省からも、民生委員への情報提供を求める通知が発出されている。
	障害者相談員	民生委員											
職務内容	・身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと	・援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと 等											
守秘義務	・身体障害者福祉法第 12 条の 3	・民生委員法第 15 条											
情報提供に係る法令等の定め	・本人の同意に基づいて、相談員への情報提供が可能 ・各市町の個人情報保護条例の規定に基づいて、各市町での対応が必要	・災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に、条例の定め又は本人同意による名簿情報の事前提供について定められている。 ・職務として住民の生活状況の適切な把握が定められている。(民生委員法第 14 条) ・厚生労働省からも、民生委員への情報提供を求める通知が発出されている。											
条例等所管部局等の回答 (障害福祉課)													
<p>【現行制度で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものは個人情報保護法等の法令によりその取り扱いが厳密に定められている。特に障害等に関する情報は要配慮個人情報とされており、本人の同意があるとき又は、法令等に定めがあるとき以外には第三者へ情報を提供することができない。 ・障害者相談員は都道府県事業として県が委嘱していたが、平成 24 年度より、「住民に最も身近な基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠」との考え方から、交付税措置と併せて市町へ移譲されている。 ・市町移譲にあたっての考え方から、身体障害者相談員への障害者の情報提供については、個人情報保護法等の関係法令も踏まえた上で、各市町で判断されるものとする。 													
審議の結果等													
<p>制度内容の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員と障害者相談員への個人情報の提供の根拠を整理し、民生委員や障害者相談員の広報の手法、工夫している事例等の県から市町への提供について検討すること。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員と障害者相談員とで個人情報の提供に関する法令上の取扱いに違いはなく、個人情報保護条例等に基づき、各市町の判断で情報提供されるものである。 ・県と市町との合同会議において、障害者相談員の位置づけを踏まえた障害者情報の提供について、市町が主体的に検討するよう働きかけを実施していく。 <p>(H31.3.15 県・市町担当者会議開催)</p>													

1 (10) 宝塚市都市計画区域の建ぺい率、路上渡り廊下設置基準等

根拠法令等	(国) 都市計画法、建築基準法、道路法 (市) たからづか都市計画マスタープラン等						
提案内容 (提案者: 兵庫県民間病院協会)							
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核病院として救急受け入れを行い、安心ある医療を提供するためにも、現敷地で昭和時代の建物の建替えを行いたいが、第一種中高層住居専用地域のため、建ぺい率や容積率が制限されている。現敷地において建替えが行えるよう、用途地域の変更(容積率の緩和)ができないか。 ・また併せて、道路上の渡り廊下の架け替えもできるようにしてほしい。 ・病院の建替えができれば、耐震化により更に安心感のある医療提供と、地域医療への貢献が可能となる。 							
規制の状況							
<p>[用途地域の変更(容積率の緩和等)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市の都市計画は、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、市の将来都市像を実現するための基本的な方針を定めた都市計画マスタープランに基づき進めており、市街地を 11 種類の用途地域に指定し、生活環境の保全と、商工業の維持増進を図っている。 ・用途地域は、「第5次宝塚市総合計画後期基本計画」、「たからづか都市計画マスタープラン 2012」における市の基本的な方向性を踏まえ見直しが行われる。直近では平成 29 年度に 7 回目の用途地域の見直しを行った。 <p>【宝塚市の用途地域に係る規制】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">建ぺい率</th> <th style="text-align: center;">容積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第一種中高層住居専用地域</td> <td style="text-align: center;">60%</td> <td style="text-align: center;">200%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[道路上の渡り廊下等の設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第44条により、道路上に渡り廊下や庇等は設置することができない。 (同条ただし書及び同条第1項第4号の規定により特定行政庁が許可したものについては道路上に設けることができる。) 		区分	建ぺい率	容積率	第一種中高層住居専用地域	60%	200%
区分	建ぺい率	容積率					
第一種中高層住居専用地域	60%	200%					
条例等所管部局等の回答 (宝塚市)							
<p>【現行制度で対応】</p> <p>[用途地域の変更(容積率の緩和等)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の見直しは、県の「用途地域等見直し基本方針」との整合に留意しながら、市の見直し方針を策定し進めている。見直しは、土地利用計画の具現化などが対象であり、敷地単位での変更は行っていない。 ・容積率制限の緩和は、敷地内に公開空地を設ける総合設計制度※を活用し、市の要領に基づき敷地の条件等を満たす場合は可能となる。 <p>[道路上の渡り廊下等の設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡り廊下等は、原則として道路上に設置できないが、特定行政庁が許可したものについては設けることが可能である。宝塚市では、国の定める基準への適合や、本市建築審査会の同意を得たものであること等の基準を定め、これらの基準に適合することが認められた場合に許可をしている。 <p>※総合設計制度: 一定割合以上の公開空地等を確保する建築計画について、建築審査会の同意を得て、容積率の制限等を緩和する制度。</p>							
審議の結果等							
<p>制度内容の周知 (対応済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管団体の対応方針どおりとし、提案者に対して対応方法等を周知する。 							

1 (11) 民泊事業に対する営業期間及び事業実施地域等の制限

根拠法令等	(国)住宅宿泊事業法、旅館業法、都市計画法、建築基準法、消防法 (県)住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例
提案内容 (提案者:兵庫県建築士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・旺盛な宿泊需要の受入れ、既存住宅の空き家対策、古民家等良好な住宅ストックの有効活用を達成するためには、民泊と簡易宿所を用途により棲み分け、どこにどのような施設を立地していくのか検討を進める必要がある。 ・そのためには住宅宿泊事業法による営業を年間 180 日以内とする規制の撤廃や、県条例で規制されている住居系地域での民泊の規制緩和、あるいは簡易宿所等の立地に影響を与える都市計画そのものの見直しも検討すべきではないか。 	
規制の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・民泊需要の高まりを受け、適正な民泊営業が行われるよう住宅宿泊事業法が施行され、これに伴う旅館業法改正により、客室の最低床面積や構造設備基準が緩和されるなど、民泊に関する法整備が進んでいる。 ・住宅宿泊事業法では、民泊は建築基準法上の住宅用途のまま営業が可能であるが、消防法上の防火対象物としては宿泊施設として位置づけられ(ただし、家主居住型で宿泊室の床面積の合計が 50 m²以下となる場合は住宅扱い)、営業期間が最大年間 180 日までに制限されている。 ・県条例では、住居専用地域・田園住居地域内での民泊を禁じるなど規制が強化されている。 	
条例等所管部局等の回答 (生活衛生課・都市計画課)	
<p>【現行制度で対応】</p> <p>[民泊と簡易宿所の棲み分け]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民泊は、個人の住居としての使用を前提とした住宅を活用するものであり、宿泊させる日数が年 180 日以内で、県・保健所設置市へ届出が必要である。 ・簡易宿所は、「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設」で、宿泊させる日数に制限がなく、民泊施設に比べ浴槽等の衛生基準等も厳しく定められ、県・保健所設置市の現地確認等による許可制となっており、民泊施設と簡易宿所は制度上棲み分けがされている。 <p>[住宅宿泊事業法や県条例による規制の緩和]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅宿泊事業法による 180 日規制の撤廃に関しては、法施行後3年を経過した場合、状況に応じ、必要な措置を講ずる旨が規定されており、まだ法施行から日が浅いことを踏まえ、今後の国の動向を見守りたい。 ・県条例では、県民の生活環境の悪化を防止するため、住居専用地域等民泊を制限する区域や近隣住民への事前説明等民泊を営む者が講ずべき措置などを定めているが、市町長の申し出により制限する区域等を解除又は緩和することができるとしており、地域の実情に応じ、柔軟に対応できる仕組みとしている。 <p>[都市計画の見直し]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が都市計画で定める用途地域について、民泊や簡易宿所の立地のみを目的とする変更は適当ではなく、都市全体にわたる都市機能の配置及び密度構成の観点から検討し、地域ごとの市街地の将来像に合致すると判断した上で定めるべきものであると考える。 	
審議の結果等	
<p>現行の制度運用を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民泊と簡易宿所は制度上の棲み分けがなされていること等、条例等所管部局の回答内容を踏まえて、現行制度で対応とする。 	

1 (12) 1ha 以上の開発行為を行う場合の調整池設置義務

根拠法令等	(県)総合治水条例
提案内容 (提案者:西宮市)	
<ul style="list-style-type: none"> ・県条例により、既成市街地で行う土地区画整理事業において、通常の減歩以外に調整池設置のための用地及び費用確保が必要となり、地権者の負担が多くなるため事業化が困難となる可能性がある。 ・施行区域に既に土地利用が図られている宅地が多くある場合、事業により雨水の流出量が著しく増加することは考えにくく、特に既成市街地における土地区画整理事業におけるの条例適用は妥当性に欠ける。 ・土地区画整理事業において、各市町の既設の雨水計画に基づき施行する場合は適用しない、若しくは適応する場合でも、用地費用相当分及び築造費用相当分を公共管理者負担金として県が負担する等の措置を講じることができないか。 	
規制の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、台風に伴う大雨や局地的な大雨が多発しており、また、開発や高度な都市化が進行し大きな被害が生じやすくなっていることから、従来の河川下水道対策に加え、流域対策、減災対策を組み合わせる総合治水条例を制定している。 ・土地の形質を変更する行為(以下「開発行為」という。)をしようとする者は、当該開発行為により浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合、調整池を設置する努力義務がある。そのうち、規模が1ha 以上の開発行為をしようとする者は、技術的基準に適合する調整池(以下「重要調整池」という。)を設置しなければならない、あらかじめ設置計画等を届け出なければならない。 	
条例等所管部局等の回答 (総合治水課)	
<p>【対応不可】</p> <p>[雨水計画による適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例により、開発行為による浸水被害の可能性を低減させるために、雨水の流出増を抑制する重要調整池の設置が義務づけられている。設置の要否については、開発行為による雨水の流出増の有無により判断している。 ・市が独自に定めた雨水計画は、雨水を速やかに排除する計画であることから、総合治水条例とは目的が異なり、当該計画のみでは雨水を貯留すること等によって流出増を抑制することが担保されていない。 ・県条例の除外規定では、県条例と同等以上の内容を規定する条例を制定する市町についてのみ、除外が可能なこととしている。 ・個別の土地区画整理事業について、開発行為に伴う雨水流出増の有無により重要調整池の設置の要否を判断し、設置が必要と認められる場合には、「重要調整池の設置に関する技術的基準」に基づき、案件ごとに内容を審査のうえ、重要調整池の計画規模を検討している。 <p>[費用の負担]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源措置については、県、市町又は県民の別なく開発者の義務としており、開発者の負担により重要調整池を設置すべきものである。 	
審議の結果等	
<p>現行の制度運用を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田放棄による貯水能力の低下等の状況を踏まえ、調整池設置が必要である。 ・調整池の設置費用は開発者が負担するのが当然である。 	

2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 12件

規制・手続の見直し:5件、制度内容の明確化:1件、制度内容の周知:2件、その他:2件、
 現行の制度運用を維持:2件

提案事項		審議結果
(1)	納税証明書交付請求書への申請者の押印省略	規制・手続の見直し（対応済） （納税証明書交付請求書の様式を、本人確認ができれば押印不要とするよう変更済み）
(2)	経営事項審査の往復はがきによる申請（審査日の予約）の見直し	規制・手続の見直し（対応済） （往復はがきによる申請に加え、新たな申請方法として FAX による申請を追加し、更にメール等 ICT の活用を検討する）
(3)	介護老人福祉施設等の役員変更等の際の役員全員の押印義務の廃止	規制・手続の見直し（対応済） （介護保険法施行規則等の一部改正（H30.10.1 施行）に合わせ、届出事項や様式を改正済み）
(4)	入札参加資格審査申請時の納税証明書の省略	規制・手続の見直し（対応済） （平成 31 年度の申請から、誓約書兼調査に同意する旨の承諾書を提出することにより納税証明書添付の省略を可とする）
(5)	土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮	規制・手続の見直し（対応済） （これまでの実績を踏まえ標準処理期間を 50 日に短縮する） ※標準処理期間が設定されているこの他の行政手続について新たに審議を行う
(6)	指定障害福祉サービス事業に係る指定申請書類の明確化	制度内容の明確化 （地域における条件が異なるため、県・関係市で必要書類を統一することは難しいが、根拠書類等をどの程度必要とするのか等の考え方を調整する）
(7)	マイナンバーカードによるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付	制度内容の周知 （未実施市町に対し、あらゆる機会を捉まえ、積極的な働きかけを継続する）
(8)	福祉のまちづくり条例に基づく適合審査権限の市町からの引き上げ	制度内容の周知（対応済） （課題があれば、「県から市町への権限移譲検討会議」によるフォローアップ等を活用し解決に向けた検討を行う）
(9)	市町が発行する身分証明書（禁治産等の宣告、破産に関する通知等）の手数料の軽減	その他 （当該事務は法律による根拠がなく、各市町の独自事務として行われており、取扱いについて統一方針を示すことが困難。県下の対応状況を参考情報として市町へ提供する）
(10)	収入証紙による手数料納付の方法の見直し	その他 （手数料の納付方法は、①証紙、②現金、③銀行やコンビニでの振込、④電子収納がある。それぞれのメリット・デメリットや、ICT による決済手段の進歩も踏まえ、証紙納付の他、様々な納付方法の検討を行う）
(11)	風営法に基づく許可申請の現地調査事務処理（期間）の見直し	現行の制度運用を維持 （遠隔地であることを理由として実地調査が遅れることはない。実地調査は専門知識を有する県風俗環境浄化協会が、警察署と連携して実施している）
(12)	姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃	現行の制度運用を維持 （事前申請により、開発行為の該当、非該当が迅速に判定され、また事前協議に必要な手続等を通知することにより協議書類の手戻り防止にも繋がっている） ※事前申請を必要としているこの他の許認可事務について新たに審議を行う

2 (1) 納税証明書交付請求書への申請者の押印省略

根拠法令等	(県)納税証明書交付請求書等様式
提案内容 (提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> 申請時に本人確認書類の提示を行うため、自署であれば押印の必要性は低く、各種申請書について「記名押印に代えて自署」とする事例も増えている。 本人確認書類の提示を行うことから、自署の場合は押印不要とする等の取り扱いにより、申請者の負担軽減につながる。 	
手続の内容	
<p>・「納税証明書交付請求書」や「自動車税納税証明書交付請求書」に申請者の押印欄があり、申請者本人が申請窓口を持参した場合でも押印が求められる。</p> <p>【納税証明書交付請求書(見直し前)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">納 税 証 明 書 交 付 請 求 書</p> <p>兵庫県 県民局 (センター) 長 様 年 月 日</p> <p>【納税義務者】 【代理人】</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 納税義務者以外の方が来られた場合に記入下さい (委任状が必要です)</p> <p>住 所 (法人本社所在地) 住 所</p> <p>又は (所在地)</p> <p>県内事業所の所在地 (フリガナ)</p> <p>(フリガナ) 氏 名</p> <p>氏 名 氏 名</p> <p>(法人名及び代表者名) (フリガナ)</p> <p>電話番号 連絡先電話番号</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">※法人の場合は代表者印 (個人印不可)</p> </div>	
条例等所管部局等の回答 (税務課)	
<p>【現行制度で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「納税証明書交付請求書」の納税義務者欄及び「自動車税納税証明書交付請求書」の所有者又は使用者欄に印の記載があり、様式上で押印を求めているが、実務上の取り扱いでは、請求者が個人であるときは、請求者の押印がない場合でも、身分証明書によって請求者本人であると認められるものについては、納税証明書を交付しても差し支えないとしている。 この旨を管理事務処理要綱に定め、県税事務所職員に周知しているが、県民への周知方法について検討する。 	
審議の結果等	
<p>規制・手続の見直し (対応済)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができる場合には、押印が不要であることが明確になるよう、様式の見直しを検討すること。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税証明書交付請求書の様式について、本人確認ができれば本人及び代理人欄の押印を不要とするよう変更済み。 <p>【改正内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">納 税 証 明 書 交 付 請 求 書</p> <p>兵庫県 県民局 (センター) 長 様 年 月 日</p> <p>【納税義務者】 【代理人】</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 納税義務者以外の方が来られた場合に記入下さい (委任状が必要です)</p> <p>住 所 (法人本社所在地) 住 所</p> <p>又は (所在地)</p> <p>県内事業所の所在地 (フリガナ)</p> <p>(フリガナ) 氏 名</p> <p>氏 名 氏 名</p> <p>(法人名及び代表者名) (フリガナ)</p> <p>電話番号 連絡先電話番号</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(法人代表者の請求時のみ代表者印)</p> </div>	

2 (2) 経営事項審査の往復はがきによる申請（審査日の予約）

根拠法令等	(県)経営事項審査要領												
提案内容（提案者：兵庫県行政書士会）													
<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査の予約を行う際、申請者が有償で郵便往復はがきを用意する必要がある。 ・大阪府では、FAXでの予約が可能となっているなど負担軽減が図られている。兵庫県でも同様に、電子メールやFAX等で対応が可能になれば、郵便往復はがきの費用及び準備時間の負担が軽減される。 													
手続の内容													
<ul style="list-style-type: none"> ・知事が許可する建設業者の経営事項審査には一定の時間を要するため、郵便往復はがきによる事前申請とし、所管土木事務所への申請(審査日の予約)を求めている。 													
<p>【経営事項審査日の予約方法(兵庫県知事許可業者)】(平成 30 年度版経営事項審査申請要領より抜粋)</p>													
<p>① 申込み（審査日の予約） 建設業者（以下「申請者」という。）は、「郵便往復はがき」で所管土木事務所あてに経営事項審査の申請等を申し込みます（審査日の予約）。 また、決算書の調整期間を考慮して、毎事業年度経過後2か月以内を目処として申込みをしてください。</p> <p>② 経営事項審査指定日の通知 所管土木事務所は、申請者に審査日を「返信はがき」で通知します。 なお、審査日については、申込み状況によっては希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。 また、審査指定日に受審できない場合は、速やかに所管土木事務所まで申し出てください。</p> <p>「郵便往復はがき」の記載例 郵便往復はがきは、下記の記載例により記載してください。</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">往信(表)</th> <th style="width: 50%;">返信(裏)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div> <p style="margin-top: 10px;">〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 〇〇土木事務所 〇〇課 行 (経営事項審査 申込)</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p style="margin: 0;">審査指定日通知票</p> <p>1 審査指定日時 平成 年 月 日() 午前 時 分 午後 時 分</p> <p>2 審査会場</p> <p>3 提出部数及び持参書類 経営事項審査申請要領参照</p> <p>4 その他 審査指定日を変更したい場合は、事前に審査担当課に連絡してください。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">----- 行政庁使用欄</p> </td> </tr> </tbody> </table>	往信(表)	返信(裏)	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div> <p style="margin-top: 10px;">〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 〇〇土木事務所 〇〇課 行 (経営事項審査 申込)</p>	<p style="margin: 0;">審査指定日通知票</p> <p>1 審査指定日時 平成 年 月 日() 午前 時 分 午後 時 分</p> <p>2 審査会場</p> <p>3 提出部数及び持参書類 経営事項審査申請要領参照</p> <p>4 その他 審査指定日を変更したい場合は、事前に審査担当課に連絡してください。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">----- 行政庁使用欄</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">返信(表)</th> <th style="width: 50%;">往信(裏)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div> <p style="margin-top: 10px;">申請者又は委任を受けた行政書士の郵便番号 住所 商号又は名称 代表者名 (行政書士名) 気付 〇〇〇〇 (申請者の所在地とはがきの返送先が違う場合に記入)</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>1 許可番号 知事(股・特-)第 号</p> <p>2 商号又は名称及び代表者名</p> <p>3 法人・個人(どちらかに○)</p> <p>4 申請者の所在地 干 - 兵庫県</p> <p>5 電話番号() -</p> <p>6 審査基準日(決算日) 平成 年 月 日</p> <p>7 審査希望時期 平成 年 月(上旬・中旬・下旬)</p> <p>8 経営状況分析の申請日 (予定日含む)平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">----- 行政庁使用欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 33%;">受付印</td> <td style="width: 33%;">審査指定日</td> <td style="width: 33%;">送付日</td> <td style="width: 33%;">その他</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	返信(表)	往信(裏)	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div> <p style="margin-top: 10px;">申請者又は委任を受けた行政書士の郵便番号 住所 商号又は名称 代表者名 (行政書士名) 気付 〇〇〇〇 (申請者の所在地とはがきの返送先が違う場合に記入)</p>	<p>1 許可番号 知事(股・特-)第 号</p> <p>2 商号又は名称及び代表者名</p> <p>3 法人・個人(どちらかに○)</p> <p>4 申請者の所在地 干 - 兵庫県</p> <p>5 電話番号() -</p> <p>6 審査基準日(決算日) 平成 年 月 日</p> <p>7 審査希望時期 平成 年 月(上旬・中旬・下旬)</p> <p>8 経営状況分析の申請日 (予定日含む)平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">----- 行政庁使用欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 33%;">受付印</td> <td style="width: 33%;">審査指定日</td> <td style="width: 33%;">送付日</td> <td style="width: 33%;">その他</td> </tr> </table>	受付印	審査指定日	送付日	その他
往信(表)	返信(裏)												
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div> <p style="margin-top: 10px;">〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 〇〇土木事務所 〇〇課 行 (経営事項審査 申込)</p>	<p style="margin: 0;">審査指定日通知票</p> <p>1 審査指定日時 平成 年 月 日() 午前 時 分 午後 時 分</p> <p>2 審査会場</p> <p>3 提出部数及び持参書類 経営事項審査申請要領参照</p> <p>4 その他 審査指定日を変更したい場合は、事前に審査担当課に連絡してください。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">----- 行政庁使用欄</p>												
返信(表)	往信(裏)												
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div> <p style="margin-top: 10px;">申請者又は委任を受けた行政書士の郵便番号 住所 商号又は名称 代表者名 (行政書士名) 気付 〇〇〇〇 (申請者の所在地とはがきの返送先が違う場合に記入)</p>	<p>1 許可番号 知事(股・特-)第 号</p> <p>2 商号又は名称及び代表者名</p> <p>3 法人・個人(どちらかに○)</p> <p>4 申請者の所在地 干 - 兵庫県</p> <p>5 電話番号() -</p> <p>6 審査基準日(決算日) 平成 年 月 日</p> <p>7 審査希望時期 平成 年 月(上旬・中旬・下旬)</p> <p>8 経営状況分析の申請日 (予定日含む)平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">----- 行政庁使用欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 33%;">受付印</td> <td style="width: 33%;">審査指定日</td> <td style="width: 33%;">送付日</td> <td style="width: 33%;">その他</td> </tr> </table>	受付印	審査指定日	送付日	その他								
受付印	審査指定日	送付日	その他										
条例等所管部局等の回答（建設業室）													
<p>【見直しを検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査の予約は、申請者の待ち時間の短縮及び審査件数の平準化を目的として、申請者からの申請及び審査日時の通知を確実に行うために現在の手続を取っている。 ・提案の趣旨を踏まえ、新たな手法の可能性について検討する。 													
審議の結果等													
<p>規制・手続の見直し（対応済）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな申請方法の検討を進めること。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往復はがきに加え、FAXを新たな申請方法として追加し、更にメール等 ICT の活用を検討する。 <p>【改正内容】 令和元年5月1日より、FAXによる申請を可とする。</p>													

2 (3) 介護老人福祉施設等の役員変更等の際の役員全員の押印義務の廃止

根拠法令等	(県) 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例第 21 条各項の規定に該当しない旨の誓約書
-------	---

提案内容 (提案者: 兵庫県社会福祉事業団)

- ・法人の役員変更の際して、全事業所について、「条例第 21 条各項の規定に該当しない旨の誓約書」の提出が必要となり、役員全員の押印が求められるが、役員全員の押印にかなりの時間を要している。
- ・押印の省略等により、提出者の事務作業の軽減や、書類提出期限の厳守等、円滑な事務手続につながる。

手続の内容

- ・現在、役員変更等に係る届出では誓約書が必要であるが、異動のない役員の押印は不要としている。
- ・また、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成 30 年 6 月 29 日に公布され、指定申請に係る文書等の削減の観点から、役員の氏名、住所等を届出事項から削除する等の改正がなされた。(平成 30 年 10 月 1 日から施行)。本県においても、様式の改正等を行う。

【介護保険法第 86 条第 2 項各号及び法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例第 21 条各項の規定に該当しない旨の誓約書(指定介護老人福祉施設事業者用(見直し前))】

申請者及び下記役員等は、別記各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

役員等名簿 (当該施設の管理者は必ず含まれます。代表者についても記入してください。)			
事業所名及び事業者番号		(番号: 28)	
(ふりがな)	役職名・呼称	郵便番号	電話番号
氏 名	生年月日・就任年月日	住所	
印		〒 -	TEL
		住所	
印		〒 -	TEL
		住所	
印		〒 -	TEL
		住所	
印		〒 -	TEL
		住所	
印		〒 -	TEL
		住所	
印		〒 -	TEL
		住所	
印		〒 -	TEL
		住所	
印		〒 -	TEL
		住所	
印	管理者	〒 -	TEL
		住所	

※ 役員等: 業務を執行する理事、監事又はこれらに準ずる者、その施設を管理する者(管理者)
 ※ 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

条例等所管部局等の回答 (高齢政策課)

【見直しを検討】

- ・現在、役員変更等に係る届出では誓約書が必要であるが、そもそも異動のない役員の押印は不要としている。
- ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成 30 年 6 月 29 日に公布され、指定申請に係る文書等の削減の観点から、役員の氏名、住所等を届出事項から削除する等の改正 (平成 30 年 10 月 1 日から施行)がなされたことから、本県においても、様式の改正等を行う。

審議の結果等

規制・手続の見直し (対応済)

- ・国の省令改正に合わせ、様式の見直しを行うこと。

《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》

- ・平成 30 年 9 月に様式の改正を行った。

【改正内容】

申請者及び申請者役員等は、別記各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

※ 役員等: 業務を執行する理事、監事又はこれらに準ずる者、その施設を管理する者(管理者)

役員等名簿欄を削除

2 (4) 入札参加資格審査申請時の納税証明書の省略

根拠法令等	(県)入札参加資格審査申請要領等
提案内容 (提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格審査申請時の添付書類として、国税以外に各自治体の納税証明書も別途有償で取得する必要があり、資格審査申請に係る手間が煩雑である。 神戸市では既に実施されているが、税の未納がない旨ならびに納税状況に関して自治体側で調査することに同意する旨の書類に申請者が押印することで、納税証明書の添付を省略できれば、申請者の負担が軽減される。 申請書の記入箇所のうち、県及び各市町で記入情報が共通する部分は様式の共通化を検討願いたい。 	
手続の内容	
<ul style="list-style-type: none"> 県事業等に関する入札参加資格の審査申請においては、必要書類として県税等に係る納税証明書の提出が求められており、申請者が必要な納税証明書を取得し、添付する必要がある。 この入札参加資格審査申請に関する申請期間、申請項目、添付書類等については、各自治体で要領等によって定められている。 	
<p>【兵庫県入札参加資格審査時の納税証明の流れ(見直し前)】</p> <p>(事業者) (兵庫県)</p> <pre> graph TD subgraph Applicant [事業者] A[申請時必要書類の準備] end subgraph Prefecture [兵庫県] B[受付窓口 (郵送、電子申請等)] end subgraph TaxOffice [県税事務所] C[納税証明書 交付請求] D[発行] E[県税事務所] end A -- "申請書類の提出" --> B C --> D --> E </pre>	
条例等所管部局等の回答 (税務課、契約管理課、出納局管理課等)	
<p>【見直しを検討】</p> <p>[証明書の添付省略]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民サービス向上の観点から、申請者が誓約書兼調査に同意する旨の承諾書を提出することにより、納税証明書の添付を省略することを検討したい。 検討に当たっては、関係課の調整が必要となるため、協議を進めた上で平成 30 年内中に方針を固め、第4回会議で報告する。 <p>[様式の共通化]</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式の共通化は、政府の規制改革推進会議において経団連等の提案を踏まえ議論されており、審査に要する項目や添付書類を整理し、標準様式の作成等について、今年度中に工程表を定めて検討を進めることとされており、引き続き国の動向を注視する。 	
審議の結果等	
<p>規制・手続の見直し (対応済)</p> <ul style="list-style-type: none"> 所管部局等の対応方針どおり、納税証明書の添付省略を検討する。 様式の共通化については、所管部局等の対応方針どおり、引き続き国の動向を注視する。 <p>【改正内容】</p> <p>平成 31 年度の申請から、誓約書兼調査に同意する旨の承諾書を提出することにより納税証明書添付の省略を可とする。</p> <p>(事業者) (兵庫県)</p> <pre> graph TD subgraph Applicant [事業者] A[申請時必要書類の準備 納税証明書の添付を省略] end subgraph Prefecture [兵庫県] B[受付窓口 (郵送、電子申請等)] C[県税務課] end subgraph TaxOffice [県税事務所] D[照会] E[回答] F[県税事務所] end A -- "申請書類の提出 (誓約書兼承諾書の提出)" --> B D --> E --> C </pre>	

2 (5) 土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮

根拠法令等	(県)産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例
提案内容 (提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> 許可を要する特定事業のうち、比較的小規模な事業区域では、事業実施の期間が短期間であることから、許可の標準処理期間(60日)では、許可までに時間がかかり、事業の計画が実施出来ない場合がある。 事業規模により許可の標準処理期間を見直し、事務処理の迅速化を図ることができれば、建設工事残土及び土砂の搬入が促進される。 	
<p style="text-align: center;">手続の内容</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 土砂埋立て等を行う事業のうち、土砂埋立て等に供する区域の面積が 1,000 m²以上であり、かつ、土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1mを超えるものを「特定事業」としている。この特定事業を行おうとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。 許可申請書を受理してから、許可を行うまでの標準処理期間を 60 日と定めている 	
<p>【許可手続の主な流れ】(事業者)</p>	<p>(兵庫県)</p> <pre> graph TD A[土砂埋立て許可申請] -- 申請書の提出 --> B[県民局環境課 許可基準への適合状況等を 審査] B -- 技術指導の 依頼 --> C[農林振興事務所 土木事務所] C -- 回答 --> B B --> D[現地調査の実施] D --> E[許可書の交付 (標準処理期間 60日)] E --> F[土砂埋立て許可] </pre> <p style="text-align: right;">※災害発生の防止措置や構造等を審査</p>
<p style="text-align: center;">条例等所管部局等の回答 (環境整備課)</p>	
<p>【現行制度で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂埋立ての許可にあたっては、土木技術の観点からの審査も必要であり、県土整備部局や農林部局に技術的助言を求めている。また、審査の過程で必要に応じて事業者から説明を求めることもあり、審査期間として 60 日が必要である。 ただし、案件によっては、添付書類、図面が少ないため、実際には3週間程度で許可している事例もある。 	
<p style="text-align: center;">審議の結果等</p>	
<p>規制・手続の見直し (対応済)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間の短縮を検討すること。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去 3 年間のデータを検証した結果、一定の期間短縮は可能と判断されるため、標準処理期間を 10 日短縮した 50 日とする。 <p>【改正内容】</p> <p>平成 31 年 4 月 10 日付けで、標準処理期間を 50 日に改正済み。</p> <p>《附帯意見》標準処理期間が設定されているこの他の行政手続に関する期間の定め方等の新たな審議</p> <ul style="list-style-type: none"> 本案件の結論は所管団体の対応方針どおりとし、広く標準処理期間一般の定め方について、行政と申請者の双方に有益となるあり方を、来年度の検討課題とする。 	

2 (6) 指定障害福祉サービス事業の指定申請時の根拠書類等の明確化

根拠法令等	(県)障害福祉サービス事業指定申請のてびき
提案内容 (提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> 提出を求められる事業計画や収支予算書に関連して、その計画等の説明として求められる根拠資料(例:製造見積書等)が事前に示されておらず、自治体によっても求められる水準が異なるため、準備ができない。 県、政令指定都市、中核市でこれらの根拠資料等が統一され、事前に明示されていれば、どのような資料の準備が必要なのかがわかり、指定手続の手戻りを防ぐことができる。 	
手続の内容	
<ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労継続支援等の障害福祉サービス事業所の指定に関して、政令指定都市、中核市ではそれぞれの市に指定権限があり、それ以外の市町域については県が指定を行っている。 給付金等を支えに新規参入した業者の倒産により障害者の大量解雇が増えているとの報道もあり、当該事業を行う際の申請書類については、国の事務連絡等に基づき県、政令指定都市、中核市が地域の実情に応じ様式等を定め、審査を行っている。 県では、国の様式例を様式として定め、県ホームページに提出すべき書類の様式及び記入例等を掲載しており、各市も同様にホームページで必要様式等を掲載している。 	
【障害福祉サービス指定申請の流れ】	
<pre> graph LR A[事業者] -- ①指定申請 --> B[兵庫県 政令市 中核市] B -- ②審査 --> A B -- ③指定 --> A </pre> <p>①指定申請</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定申請書 事業計画書 (生産・作業内容など) 収支予算書 (就労支援会計など) ほか <p>②審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産活動収入から賃金・工賃を支払える事業計画かを確認など 	
条例等所管部局等の回答 (ユニバーサル推進課)	
【対応を検討】	
<ul style="list-style-type: none"> 指定に係る権限は都道府県、政令指定都市、中核市それぞれにある。必要書類については事業を営む地域における条件(人口、年齢構成、競合店の有無等)が異なることから、この取り扱いを完全に統一するのは難しい。 県内政令指定都市、中核市とは、国担当課の解釈通知や疑義照会を踏まえ、県内で統一した取扱いを行うよう努めるとともに、根拠資料の準備が事前にできないとされる一部市においては、事前協議等の場で説明を尽くすよう打合せ等を行っていく。 また、県市での打合せにおいては、これまでに指定した事案について、収支予算書の見方等の事例研究や、根拠資料等をどの程度必要とするのか、標準的なモデルが示せないかといった考え方の調整を行う等の対応を検討する。 	
審議の結果等	
制度内容の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 小規模な事業者が新規参入する場合等には、事業計画等の確認を厳しくすることも必要ではないか。給付金のある事業なので、事業計画を厳正に確認するための書類、資料は必要である。 所管部局等の対応方針どおり、県市での打合せにおいて、標準的なモデルが示せないか等の調整を行うこととする。 	

2 (7) マイナンバーカードによるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付

<p>根拠法令等</p>	
<p>提案内容 (提案者:事務局)</p>	
<p>・コンビニエンスストアでの証明書等の自動交付について、県下 41 市町のうち 15 市町が未導入である。 ・未導入の市町では、証明書交付の場所や時間が限られるため、導入済市町と比べて、交付申請者の利便性に差が生じている。</p>	
<p>手続の内容</p>	
<p>・コンビニエンスストアで各種証明書が取得可能となるためには、市町毎にシステムを導入する必要があるが、次の理由により導入に消極的な市町がある。 (ア)マイナンバーカードの交付率が低く、サービスを導入しても費用対効果が見込めない (イ)導入経費や維持管理経費がかかり、予算の目処がたたない (ウ)首長が導入に向け慎重である</p> <p>【コンビニ交付サービス導入済みの市町(H30.8.1 時点)】 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、播磨町、神河町、太子町(以上、26 市町)</p>	
<p>【コンビニ交付サービスの概要】(総務省資料)</p>	
<p>住民 (マイナンバーカード) → コンビニ等 (約53,000店舗) → 証明書交付センター → 市町村 (約1,740箇所)</p> <p>取得できる証明書 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・住民票記載事項証明書※ ・各種税証明書※ ・戸籍証明書※ ・戸籍の附票の写し※ ※対応しない市町村もあり。</p> <p>導入のメリット ・住民の利便性向上 ・窓口業務の負担軽減 ・証明書交付事務コストの低減</p> <p>いつでも 早朝から夜 (6:30~23:00) まで土日祝日も対応 どこでも 全国の約53,000店舗で交付を受けられる</p>	
<p>条例等所管部局等の回答 (市町振興課)</p>	
<p>【対応を検討】</p> <p>・未導入の市町では、(ア)カードの交付率が低いことによる費用対効果、(イ)導入経費や維持管理経費の負担等の理由により導入に至っていない。 ・未導入市町に対し、個別に説明や情報提供を行い、導入に際しあらゆる機会を捉まえ、積極的な働きかけを継続して行う。 ・また国では、平成 31 年度までに導入すれば、導入に要する経費の 1/2 に対して最大 3 年間の財政支援を行っている。</p>	
<p>審議の結果等</p>	
<p>制度内容の周知 ・県から未導入市町への働きかけを引き続き行うこと。</p>	

2 (8) 福祉のまちづくり条例に基づく適合審査権限の市町からの引き上げ

根拠法令等	(県)福祉のまちづくり条例等
提案内容 (提案者:たつの市)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例」により市町に移譲している事務のうち、「福祉のまちづくり条例等に基づく事務」を廃止し、全ての建築行為及び規模について、福祉のまちづくり条例に基づき建築主事又は指定確認検査機関が建築確認(バリアフリー法、建築基準法等に基づく)と連動して審査等を行うようにしてはどうか。 ・その結果、一元的な事案の管理が可能となることで、統一的な指導を行うことができるのではないか。 	
手続の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のまちづくり条例」施行時(平成5年)に、建築物のバリアフリー化の基準適合に係る審査が市町へ事務委任されていたが、「知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例」施行(平成11年)により、市町にその事務が移譲された。 ・一定規模以上の建築行為等にあっては、福祉のまちづくり条例を改正し、平成23年から条例に基づく特定施設整備基準の実効性の向上を図るため、バリアフリー法に基づき、建築基準法の建築確認制度と連動した審査を行っている。 ・当該規模未満の場合等は福祉のまちづくり条例に基づく市町への届出が必要となり、市町が審査を行う。 ・このことにより、建築確認時の審査では建築主事又は指定確認検査機関での審査、一定規模未満の場合は市町での審査となっている。 	
条例等所管部局等の回答 (都市政策課)	
<p>【対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な市町で事務手続を行うことで事業者の負担が軽減されるとともに、地元の施設利用者のニーズを適切に反映した指導ができるとの観点から、市町との合意の基に事務を移譲してきた。 ・平成23年からは一定規模以上の建築行為等について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準への適合審査を、建築主事又は指定確認検査機関が建築確認の中で行うこととした。これにより、審査の多くは建築確認と併せて実施されることとなり、市町の負担軽減を図っている。 ・(ア)同種の物件で規模が異なることで審査機関が異なる場合や、(イ)同一の物件で当初の計画と増築時の計画で審査機関が異なる場合であっても、統一的な審査が行われるように解説や手引きを作成しており、指導内容が変わることはない。 ・以上のことから、事業者の事務手続負担が増加する県への事務引き上げ及び建築確認制度との連動には対応できない。 	
審議の結果等	
<p>制度内容の周知 (対応済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題があれば、「県から市町への権限移譲検討会議」によるフォローアップ等で解決に向けた検討を行うため、「対応不可」ではなく、現行で対応できる制度を活用するという整理とする。(提案者へ説明済) 	

2 (9) 市町が発行する身分証明書(禁治産等の宣告の通知、破産に関する通知等)の手数料の軽減

根拠法令等	(市町)手数料条例等
提案内容 (提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「禁治産・準禁治産の宣告の通知、後見の登記の通知」と「破産に関する通知」が別項目とされ、それぞれに手数料が発生する自治体があり、これらを一体的に証明している自治体に比べて割高となっている。 ・禁治産宣告、準禁治産宣告、後見の登記、破産宣告の通知を受けていないことを一体で証明し、手数料を一律とすれば申請者の負担軽減につながるのではないかと。 	
手続の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・禁治産・準禁治産の宣告の通知や後見の登記の通知等は、本籍地の市町長が、本人からの請求により禁治産・準禁治産・後見及び、破産に関する証明(身分証明)を発行している。 ・発行に関する手数料等は、各自治体が条例等で定めており、県下で統一的な取り扱いはされていない。 <p>【市町の身分証明書発行の状況(H30.8.1 時点)】</p> <p>「禁治産・準禁治産の宣告の通知、後見の登記の通知」と「破産に関する通知」を一体で証明していない市町 <u>県内41市町のうち14市町</u></p>	
条例等所管部局等の回答 (広域調整課)	
<p>【対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町長が行う身分証明に係る事務は、法律による根拠がなく、それぞれの自治体の判断により慣行的に行われているものである。 ・このため、これらの取扱いについて県下で統一の方針を示すことは困難である。 	
審議の結果等	
<p>その他(身分証明の対応状況を市町に情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町に対する情報提供を検討すること。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制改革推進会議の報告書を県内各市町に提供する際、県内市町の対応状況を情報提供する。 (平成 31 年度中速やかに対応) 	

2 (10) 収入証紙による手数料納付の方法の見直し

根拠法令等	(県)兵庫県収入証紙条例
提案内容 (提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・収入証紙売り捌き所の所在や取り扱い券種、営業時間が限られており、県民が売り捌き所の都合に合わせなければ購入できない。 ・収入証紙条例を廃止し、手数料納付方法を現金、銀行振込、コンビニエンスストアでの納付など、利便性の高い方法に改めてはどうか。 	
手続の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第 231 条の2第1項において、「普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。」と規定されている。 ・兵庫県では、兵庫県収入証紙条例を制定し、現金によらない収入の一形態として収入証紙による収入の方法を採用している。また、兵庫県収入証紙条例施行規則を制定し、収入証紙により徴収する手数料の名称並びに収入証紙の種類及び形式等を規定している。 ・収入証紙は、県内各所に設置されている証紙売りさばき所において販売しており、県民等が収入証紙による手数料を伴う申請をする場合は、証紙売りさばき所で必要な金額の収入証紙を購入し、申請書類に貼付して提出する。 	
条例等所管部局等の回答 (出納局会計課)	
<p>【(廃止については)対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証紙売りさばき所は、県内に 569 箇所設置され、庁舎の近隣にも設置されているため、窓口に来所する申請者の利便性は確保できている。また、免許申請等を郵送で行う申請者には、郵送による売りさばきにも対応し、利便性を確保している。 ・収入証紙は、申請時点で手数料が納付されるため、未収が発生しない利点がある。収入証紙を廃止した場合、確実な収入を担保できなくなり、未収金回収事務が発生するほか、現金収納の場合は窓口職員による現金亡失リスクも発生する。銀行振込、コンビニ納付の場合は、事前に納入通知書の送付のほか、コンビニ納付には手数料1件当たり 60 円(自動車税)も必要となるなど、新たな課題が生じる。 ・今後も、ICTや決済手段の進歩の動向を注視し、手数料の確実な収納に加え、県民の利便性、導入に要する経費等を考慮して、多様な収納機会の確保に努める。 	
審議の結果等	
<p>その他(証紙購入の利便性向上を図り、所管部局等において多様な収納機会の検討を継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の証紙の仕組み、コンビニでの証紙の販売、ネット決済、現金収納等について、それぞれどのくらいコストやデメリットがあるのかについて、検討を行うこと。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料の納付方法は、①証紙、②現金、③銀行やコンビニでの振込、④電子収納、がある。それぞれのメリット・デメリット(現金亡失リスク、システム構築経費、手数料負担等)や、ICT による決済手段の進歩も踏まえ、証紙納付の他、様々な納付方法の検討を行う。 ・証紙納付に係る利用者の利便性向上のため、申請窓口のある庁舎内又はできるだけ近傍(コンビニ等を含む)での販売や、郵送販売の周知を積極的に推進する。 	

2 (11) 風営法に基づく許可申請の現地調査事務処理(期間)の見直し

根拠法令等	(国)風営営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
提案内容 (提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県風俗環境浄化協会は、兵庫県警察本部内(神戸市内)にあり、そのため神戸市より遠隔地に於いて申請書を提出した場合、実地調査までの期間を要し、許可証交付が遅延する。 神戸市近郊の地域とそれ以外の地域とを区分するなど、実地調査までの事務処理期間の見直しや、申請書受付窓口(警察署)で現地調査に対応できるような見直しを検討できないか。 	
<p style="text-align: center;">手続の内容</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 風俗営業の許可申請をする場合、申請内容に係る実地調査が必要となる。 申請受付窓口である各警察署では、この実地調査を一括して兵庫県風俗環境浄化協会(兵庫県警察本部内)に委託している。 兵庫県風俗環境浄化協会は、申請者と実地調査の日程を調整し、担当の警察署と合同で実地調査を実施する。 <p>【風俗営業許可に係る標準処理期間】(審査基準別紙(兵庫県警))</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。 ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>55 日以内</p> <p>ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合(風俗営業等適正化法第4条第4項に規定する営業に係る申請にあっては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合)に限る。</p> </div>	
<p style="text-align: center;">条例等所管部局等の回答 (兵庫県警)</p>	
<p>【現行制度で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実地調査の日程は、営業所建物や調査対象となる設備等が概ね整った段階で、申請者の要望を踏まえ調整しており、遠隔地であることを理由として実地調査までの期間を要することはない。 〔平成30年1月から10月までの処理件数は104件、平均処理日数は52.6日となっている。〕 (神戸市内:53.4日、神戸市以外:48.3日) 許可証交付が遅延する主な理由としては、実地調査時に判明した申請書類等の訂正に期間を要した場合や、営業所建物の完成が予定より遅れた場合等が考えられる。 実地調査までの事務処理期間の見直しについて、実効性のある実地調査を行うためには営業所建物や設備等の完成が不可欠であるところ、その完成までに要する期間は各営業所によって異なることから、一律に設定することは困難である。 申請書受付窓口(警察署)での実地調査について、実地調査には専門的な知識が求められ調査事項も多いことから、警察署の担当者と共に浄化協会が連携して行うことで、適正かつ速やかな調査の実施を図っている。 	
<p style="text-align: center;">審議の結果等</p>	
<p>現行の制度運用を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例等所管部局等の対応方針どおり、現行の制度運用で対応とする。 	

2 (12) 姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃

根拠法令等	(市) 姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例
提案内容 (提案者: 兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・条例第 13 条に基づく「事前協議の実施」までに事務手続の期間を要しており、開発事業の進捗に支障が生じる場合がある。 ・「事業計画の事前申請(条例第 12 条)」は、その後の「事前協議の実施(条例第 13 条)」と同様の手続であるため、条例 12 条に基づく事前申請の簡素化又は撤廃ができないか。 ・重複する事務手続が簡素化されることにより、開発許可までの期間が短縮され、早期の開発事業の着手が可能となり、事業者の経済的効果が見込まれる。 	
手続の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、行おうとする事業について、条例第 12 条に基づき事業計画事前申請書により市に事前申請を行い、市長は、申請された事業の審査結果(開発事業の該当・非該当)を事業者に通知している。 ・開発事業に該当する事業者は、条例第 13 条に規定する事前協議申請時までに、該当する開発事業の概略計画案を作成し、関連する公共施設管理者や関係する機関(公安委員会など)と協議を行う必要がある。 ・この協議で条例施行規則の基準等への適合が確認できれば、条例第 13 条に基づく事前協議申請を行える。 	
<p>【事前申請及び事前協議の流れ】</p> <pre> graph TD subgraph Business [事業者] A[事業計画の事前申請 (条例第 12 条)] B[大規模開発事業 (条例第 14 条)] C[事前協議申請 (条例第 13 条)] end subgraph City [姫路市] D[市長 開発事業に該当・非該当及び 事業関係法令等を通知] E[市長] F[市長 関係機関等へ書類を配布] G[関係機関等] end A -- "事業計画事前申請書の提出" --> D D -- "事業計画事前審査通知書による通知" --> A A -- "5ha 未満" --> B A -- "5ha 以上" --> C B -- "大規模開発事業事前届出書の提出" --> E E -- "必要な指導、助言" --> B C -- "事前協議申請書の提出" --> F F --> G G --> H[合同協議会の開催 または個別協議の実施] H --> C </pre>	
条例等所管部局等の回答 (姫路市)	
<p>【現行制度で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では、条例第 12 条に基づく事業計画事前申請により「開発行為に該当する」とされた場合に、第 13 条に基づく事前協議を行う。事前申請により、開発行為の該当、非該当を迅速に判定し、非該当となった事業者の事業促進も図られ、また、都市計画法の違反となる事例の減少にも寄与している。 ・事前申請と事前協議の書類は一部重複しているが、事前協議時の書類は、図面等の関係機関への提供も必要となるため、必要部数の提出を求めている。 	
審議の結果等	
<p>現行の制度運用を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前申請にどの程度時間がかかっているのか、更に簡易的に判断できないか検討を行い、また県として、市にどのような助言ができるか検討すること。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路市: 事前申請(第 12 条関係)は、通常 1~2 週間程度で回答し、この間に現場確認も行っている。仮に、事前申請を無くしても、現場確認は行わなければならない、これを事前協議(第 13 条関係)前に実施する必要がある。 ・県建築指導課: 事前申請により審査を行い、開発事業に該当する場合は必要な関係法令手続等を通知することにより、手戻りを防止するだけでなく、開発許可に関する予見可能性を高めており、申請者にもメリットがある <p>《附帯意見》 事前申請を必要としているこの他の許認可事務に関する必要性等の新たな審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件の結論は所管団体の対応方針どおりとし、広く許認可事務一般に関して、要綱の規定等により事前申請を求めているものについて、その必要性等を来年度の検討課題とする。 	

3 国の法令等による規制に関する事項 7 件

制度内容の明確化:1 件、制度内容の周知:1 件、国へ制度の見直しを要望:2 件、その他:1 件、
 現行の制度運用を維持:2 件

提案事項		審議結果
(1)	古民家の改修等に係る規制緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火設備設置基準の緩和 ・ 大規模改修等の際の構造遡及の緩和 ・ 排煙設備の不燃材料使用制限の緩和 	制度内容の明確化 (大規模改修等の際の構造遡及については、構造耐力上の危険性が增大しない場合は遡及適用されない場合もあり、建築物の状況に合わせ個別に判断する。防火設備設置基準・排煙設備の不燃材料使用は、部材の工夫により対応可能。防火上主要な間仕切壁の設置は代替措置による緩和が可能。判断の参考となるよう、それぞれの基準等について具体の例示やQ & Aによる明確化を検討する)
(2)	農地取得要件の下限面積の撤廃	制度内容の周知 (下限面積の設定は、現行制度下でも、市町の農業委員会で地域の実情を反映した設定が可能である。各市町の下限面積の設定状況について、情報共有を図る)
(3)	マイナンバーカードの電子証明書等更新 手続の簡素化等	国へ制度の見直しを要望 (対応済) (電子証明書の有効期間(5年)の延長、有効期間満了に伴う更新時の簡易な方策の検討を、継続して国へ要望する)
(4)	企業立地を促進するための農業振興地域 内農用地区域内農地の除外要件の緩和	国へ制度の見直しを要望 (区画整理、農用地の造成等の土地改良事業(面整備)完了後8年を経過していない土地に関して、状況の変化を踏まえ工場増設に伴い拡張する場合等は農用地区域から除外できるようにするなど、国へ要望する)
(5)	六甲山における建築物等の新築、改築、増 築等に関する各法規制の緩和	その他 (六甲山再生委員会の結論について、更に必要があれば推進会議で議論を行う)
(6)	建築基準法改正(H30.6.27公布)に伴う用 途変更の際の届け出の義務化	現行の制度運用を維持 (法改正の内容は手続の合理化であり、また人命への危険性が低いと考えられるため、現行の制度運用を維持する)
(7)	小規模建築物を宿泊施設とする場合の取 扱いの柔軟化	現行の制度運用を維持 (建築基準法では、防火安全対策等のソフト対策により安全性を確保することができるとする規定はなく、ソフト対策のみで用途変更を不要とすることは適当でないため、現行の制度運用を維持する)

3 (1) 古民家の改修等に係る規制緩和

根拠法令等	(国)建築基準法・建築基準法施行令
提案内容 (提案者:兵庫県建築士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・古民家の改修に際して、自動式スプリンクラーを設置しても扉などの建具に防火設備が求められるため、古民家改修の際には見た目の問題が残る。 ・排煙設備の煙が接する部分の木製窓はアルミサッシ等に交換する必要があるが、古民家の風情が失われる。 ・避難安全性向上のための階段付け替えが、構造遡及が困難であるためにできない場合がある。 ・これらの規制を緩和することで、古民家活用が促進されるのではないか。 	
規制等の内容	
<p>[扉等の防火設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動式スプリンクラー等設置部分は、床面積 200 m²以内まで防火構造の制限(間仕切壁の防火対策)が緩和される。(未設置の場合は100 m²以内) ・扉など建具は防火設備としなければならない。 <p>[排煙設備の材質]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備の煙が接する部分は不燃材料で造らなければならない。 <p>[階段の付け替え]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途変更に伴い古民家の階段を付け替える場合、大規模模様替え等に該当し、構造遡及(階段以外の箇所の現行法に合せた是正)が必要となる。 	
条例等所管部局等の回答 (建築指導課)	
<p>【対応不可】</p> <p>[扉等の防火設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きな古民家は、安全面から適切な防火対策が必要であり、見た目の問題による緩和は妥当ではない。 <p>[排煙設備の材質]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備は火災時の煙を屋外に排出し、円滑な避難のために設置されるものであり、十分な機能を発揮することが求められる。見た目の問題による緩和は妥当ではない。 <p>【現行制度で対応】</p> <p>[階段の付け替え]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第 137 条の 12 により、構造耐力上の危険性が増大しない場合は遡及適用されない。 	
審議の結果等	
<p>制度内容の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古民家において、扉が防火扉でなければならない理由について整理を行うこと。 ・現行の防火設備や排煙設備に関する規制の中で、建築技術者の工夫等により意匠上の課題や伝統的・文化的価値を損なう恐れのある課題に対応できている例を示すこと。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応等》</p> <p>[扉等の防火設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備等が設けられ、各居室から直接屋外等に避難ができる場合等は、防火扉の設置は不要である。また、自動スプリンクラー設備を設置した場合で、各階の床面積が 200 m²以下であれば、防火扉等による区画は不要である。 <p>[扉等の防火設備・排煙設備の材質]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意匠上の課題等は、国土交通大臣認定製品として性能が確認された不燃木材など、部材の工夫により対応が可能である。 <p>[階段の付け替え]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段の付け替えについては、所管部局等の対応方針どおり、現行の制度運用での対応とする。 ・これらのことから国への要望は行わない。 ・但し、判断の参考となるよう、それぞれの基準等について具体の例示やQ&Aによる明確化を検討する。(H31 年度中速やかに) 	

3 (2) 農地取得要件の下限面積の撤廃

根拠法令等	(国)農地法
提案内容 (提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営者の高齢化等により、農地の維持が困難な現況の中、下限面積に満たない農地が放棄地化している。 ・市街化区域内の農地や隣接農地の取得、農地の交換等による場合について、下限面積要件の撤廃により、耕作放棄地の解消が図られ、農地維持の安定と農地の環境整備が見込まれる。 	
規制等の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・耕作を目的として農地の権利を取得する場合、農地法第3条に基づく許可が必要となる。この要件の1つに下限面積要件(農地の取得後の経営面積が、原則として50a以上必要。)が規定されている。 ・この下限面積の基準については、平成 21 年の農地法改正により、地域の実情に応じ農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となった。 	
<p>【農地の権利取得における下限面積要件】(農林水産省資料)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>下 限 面 積 要 件</p> <p>原 則 (農地法第3条第2項第5号)</p> <p>取得後の農地面積の合計(全経営面積)が、 都府県 50a以上 北海道 2ha以上 となる必要がある。</p> <p>権利取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合は、この要件は適用されない。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>特 例 (農地法施行規則第17条)</p> <p>地域の実情に応じて、農業委員会が別段の面積を定めることが可能。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>平均規模が小さい地域 第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一の区域について、 ② 当該区域内の位置及び規模からみて、小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれのない場合に、 ③ 10アール以上の面積で設定(設定単位はアール)が可能。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>担い手が不足している地域 第2項</p> <p>新規就農者等の受入れの促進により農地の有効利用等を図る観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 遊休農地等が相当程度存在する区域について、 ② 当該区域内の位置及び規模からみて、小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれのない場合に、 ③ 任意の面積(10アール未満でも可)で設定が可能。 </div> </div> </div>	
条例等所管部局等の回答 (農地調整室)	
<p>【現行制度で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の有効利用のため、零細規模の経営体の発生を抑制し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に農地利用を集積することが重要であるため、農地取得の際の下限面積が制限されている。 ・この下限面積の設定は、市町全域で一律に行う必要はなく、区域を区切って行うことが可能であり、現行制度下でも農業委員会において地域の特性を踏まえて対応がなされている。 ・なお、下記(ア)～(ウ)の場合には下限面積要件は適用されない。(農地法施行令第2条第3項第1号から第3号) (ア)権利取得後における耕作の事業が花き、野菜等の栽培で、その経営がハウス園芸等集約的に行われる場合 (イ)農業委員会のあっせんによる交換で、交換後どちらか一方が要件を満たす場合 (ウ)隣接農地と一体利用しなければ利用困難な農地を隣接農地の所有者等が取得する場合 	
審議の結果等	
<p>制度内容の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県下のほとんどの農業委員会において、地域の実情に応じた下限面積を設定しており、農地法の下限面積撤廃に関する国への要望は行わない。 ・各市町の下限面積の設定状況については、市町へ情報共有を図る。 (H31 年度中速やかに) 	

3 (3) マイナンバーカードの電子証明書等更新手続の簡素化等

根拠法令等	(国)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
-------	--------------------------------------

提案内容 (提案者:事務局)

- ・マイナンバー制度が住民の利便性向上を目的の一つとしているにも関わらず、マイナンバーカードの更新手続のために市町(役所等)に行く必要があり、更新されないまま放置されることも懸念される。
- ・また、カード自体と電子証明書の有効期間が異なるなど、更新時期が住民にとってはわかりにくくなっている。

規制等の内容

- ・マイナンバーカードの有効期間は、発行の日から 10 回目の誕生日までとなっている。一方で、マイナンバーカードに付帯する電子証明書の有効期間は、原則発行の日から5回目の誕生日となっている。
- ・更新に当たっては、発行された市町での手続が必要となる。有効期間満了前に電子証明書の更新を行った場合は、電子証明書の有効期間は、電子証明書発行の日から 6 回目の誕生日まで延長される。

【マイナンバーカードに関する更新時期】(総務省資料)

カード 発行時の年齢	カードの有効期間	利用者証明用 電子証明書	署名用電子証明書
20歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳以上 ~20歳未満	5回目の誕生日 (*1)	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳未満	5回目の誕生日 (*1)	5回目の誕生日 (*2)	× (*3)

*1:20歳未満については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日とする。

*2:15歳未満については、法定代理人がパスワードを設定する。

*3:15歳未満については、現行制度と同様に署名用電子証明書を原則として発行しない(実印に相当するため)。

マイナンバーカードの有効期間は、発行の日から10回目の誕生日まで、また2つの電子証明書の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日までです。

ただし、20歳未満の方のマイナンバーカードの有効期間については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日としています。

署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満の方については、住基カードにおける取扱いと同様に原則として発行しません。

また、利用者証明用電子証明書を15歳未満の方に発行する際は、法定代理人がパスワードを設定することになります。

条例等所管部局等の回答 (市町振興課)

【国へ要望】

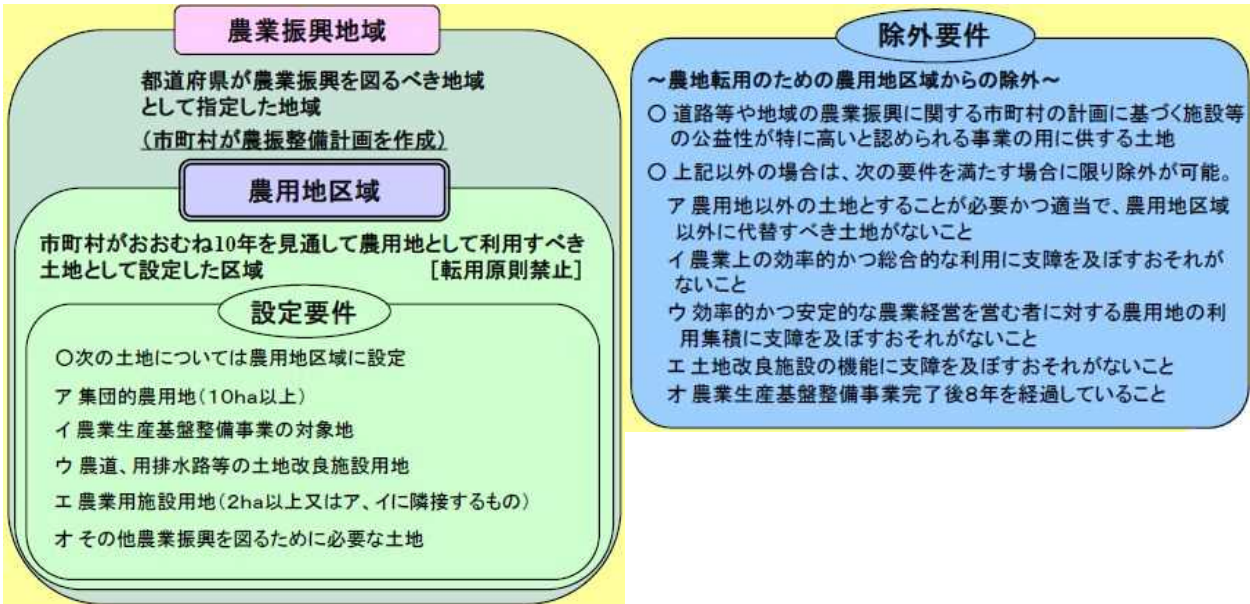
- ・マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期間を延長(5年→10年)するとともに、有効期間満了に伴う更新の際は、住民が市町の窓口へ行くことなく更新を可能とするなど簡易な方策を検討するよう、引き続き国へ要望していく。

審議の結果等

国へ制度の見直しを要望 (対応済)

- ・簡易な更新方法の検討等について、引き続き国へ要望を行うこと。

3 (4) 企業立地を促進するための農業振興地域内農用地区域内農地の除外要件の緩和

根拠法令等	(国) 農業振興地域の整備に関する法律
提案内容 (提案者: 事務局)	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域創生を推進する観点から、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用を図る場合においても、農用地等の利用調整に必要な条件が厳しいために農地転用が困難な状況にある。 ・特に「土地改良事業完了後8年を経過すること」等の農用地区域の除外にかかる規制がネックになり、用地確保ができないケースがあるため、農用地区域の除外に関する規制が緩和できないか。 	
規制等の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき知事が指定する農業振興地域のうち、将来的に農用地等として保全すべき土地を市町長が農用地区域として設定しており、この区域では開発が規制され農地の転用も制限されている。 ・農用地区域からの除外については、下記(ア)～(オ)の要件を満たさなければ除外できない。(農振法第13条第2項) <ul style="list-style-type: none"> (ア) 農用地区域以外に代替する土地がないこと (イ) 農用地の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと (ウ) 担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと (エ) 農用地等の保全や利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと (オ) 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から8年を経過していること 	
【農用地区域からの除外要件等】(農林水産省資料)	
 <p>農業振興地域 都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域 (市町村が農振整備計画を作成)</p> <p>農用地区域 市町村がおおむね10年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域 [転用原則禁止]</p> <p>設定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の土地については農用地区域に設定 <ul style="list-style-type: none"> ア 集团的農用地(10ha以上) イ 農業生産基盤整備事業の対象地 ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地 エ 農業用施設用地(2ha以上又はア、イに隣接するもの) オ その他農業振興を図るために必要な土地 <p>除外要件</p> <p>～農地転用のための農用地区域からの除外～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路等や地域の農業振興に関する市町村の計画に基づく施設等の公益性が特に高いと認められる事業の用に供する土地 ○ 上記以外の場合は、次の要件を満たす場合に限り除外が可能。 <ul style="list-style-type: none"> ア 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと イ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと エ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと オ 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること 	
条例等所管部局等の回答 (産業立地室、総合農政課)	
<p>【国へ要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法及び農村産業法の制定により、用排水路の整備等を行って8年経過していなくても、当該用排水路の受益農地については、市町が定める計画に基づき農用地からの除外ができるよう一定緩和されたものの、企業立地は大規模な面的開発を伴うため、現行の緩和措置だけでは企業立地ニーズに対応することは困難である。 ・今後は、区画整理、農用地の造成等の面的整備完了後8年を経過していない土地に関しても、工場増設に伴い拡張する場合等は農用地区域から除外できるようにするなど、農用地区域の除外要件の弾力的な運用について、国へ要望する。 	
審議の結果等	
<p>国へ制度の見直しを要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例等所管部局等の対応方針どおり、国へ制度の見直しを要望する。 	

3 (5) 六甲山における建築物等の新築、改築、増築等に関する各法規制の緩和

根拠法令等	(国等)自然公園法、都市計画法等		
提案内容 (提案者:事務局)			
<p>・六甲山には、自然公園法、都市計画法等の法律に加え、神戸市の風致条例等、複数の法規制が重層的に関わっており、当該地区の開発等を希望する事業者等にもわかりにくくなっている。</p> <p>・そのため、これらの規制がネックとなり六甲山地域の土地利用が進みにくい状況にある。</p>			
規制等の内容			
<p>・六甲山エリアにおける建築・開発等に関しては、以下のような規制がある。</p> <p>(自然公園法) 建築物等の新築、改築、増築の際の高さ、建ぺい率、容積率等の制限等(国)</p> <p>(都市計画法) 建築物の新築、改築、用途変更等を目的とする開発行為の制限等(国、市)</p> <p>(建築基準法) 建築物の接道用件や道路斜線の形態に関する制限等(国、市)</p> <p>この他、砂防法、森林法等による基準も対象となる。</p>			
【六甲山における各種法規制等の例】			
法令・条例等 (許可権者)	許可基準	対象となる行為	主な規制内容
自然公園法 (環境大臣)	公園事業 ・瀬戸内海国立公園 管理計画書	国立公園の利用のための施設の整備にかかもの (ホテル、休憩施設、展望台、 駐車場、ケーブル、ロープウェイ等)	・公園事業については、保護規制計画(特別保護地区及び特別地域)に基づく各種行為の規制の対象外 ・ただし、管理計画書の「公園事業取扱方針」の規定による (例)宿舎 ①山麓を含む主要展望位置から見たスカイラインから大きく突出することのない高さ ②屋根は3/10以上の勾配屋根を原則とする ③建ぺい率20%以下 H30年8月の主な緩和内容 ・六甲山集団施設地区、摩耶山集団施設地区を設定
	行為許可 ・自然公園法施行規則 ・瀬戸内海国立公園 管理計画書	建築物の新築・改築・増築、木竹伐採、土地の形状変更等 (許可を要する行為)	・第2種特別地域(公園計画の保護規制計画として環境大臣が指定)内において ・見え高13m以下又は既存の高さ以下 ・建ぺい、容積率(敷地面積により異なる) ・建築面積2,000㎡以下 ・外壁後退距離(道路)公園事業道路:20m以上/その他の道路:5m以上(敷地境界)5m以上
都市計画法 【国土交通省】 (神戸市長)	一般基準 (規制等の基準は市が指定)	建築物の新築・改築・用途変更等を目的とする開発行為・建築行為等 (許可を要する行為)	・新築、既存建築物いずれも対象。 (市の基準)
	六甲山同意基準 (観光資源の有効な利用上必要な建築物の開発行為等については市長の同意必要 (法34条第2号))	既存の建築物の用途の変更、建替え、増築、移転、又は共同化を目的とする開発行為・建築行為等 (許可を要する行為)	H31年4月の主な緩和内容 ・新築を可能とする ・都市計画法の許可申請前の市長同意を不要とする ・対象区域に摩耶山集団施設地区を追加
風致地区における建築等の規制に関する条例 (神戸市長)	一般基準 (規制等の許可基準は市条例で指定)	建築物の新築・改築・増築、木竹伐採、土地の形状変更等 (許可を要する行為)	・高さ10m以下又は既存の高さ以下 H30年4月の主な緩和内容 ・見え高13m以下又は既存の高さ以下とする ・建ぺい率20%以下、緑地率50%以上 ・外壁後退は、道路3m以上、その他1.5m以上 ・接地盤面の高低差が6m以下 ・造成面積が1haを超える場合、切盛土の高さが4m以下 ・木竹の伐採は、建築や宅地造成の必要最小限
条例等所管部局等の回答 (地域資源課等)			
【対応を検討】 ・六甲山再生委員会における、六甲山ランドデザインの策定の議論の中で、どの規制をどのように緩和し、民間整備の誘導を図るのか等について議論が行われ、一定の緩和が実施されるとともに、今後の方向性が示された。			
審議の結果等			
その他(再生委員会の議論を踏まえ必要に応じ対応を検討) ・六甲山再生委員会の結論について、更に必要があれば推進会議で議論を行う。			

3 (6) 建築基準法改正 (H30. 6. 27 公布) に伴う用途変更の際の届け出の義務化

根拠法令等	(国) 建築基準法・建築基準法施行令
提案内容 (提案者: 兵庫県建築士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法改正により、延面積 200 m²未満の建築物の用途変更に伴う建築確認が不要となる。 ・不適切な建築行為を防ぐために、延面積 200 m²未満の小規模建築物の用途変更に対して届出義務を課すなど、安全安心な建築物を担保するための規制が必要である。 	
規制等の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 6 月 27 日の建築基準法の改正 (公布後 1 年以内に施行) により、用途変更に伴い建築確認が必要となる規模の上限が現行の 100 m²から 200 m²に緩和される。 ・また、延面積 200 m²未満かつ 3 階以下の用途変更では、迅速に避難できることを前提に耐火建築物等とすることが不要となる。 	
【建築基準法の一部を改正する法律の概要】(国土交通省資料)	
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化 【1 年以内施行】</p> <p>空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするともに、 手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 戸建住宅等 (延べ面積 200m²未満かつ階数 3 以下) を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。 ○ 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し (不要の規模上限を 100m²から 200m²に見直し)。 </div>	
条例等所管部局等の回答 (建築指導課)	
<p>【対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該緩和は、建築主の負担が軽減される手続の合理化であり、それ以外の法体系は変更されていないことや 200 m²以下の場合には避難が容易であり人命への危険性が低いことなどから、法の合理化は妥当であると考えます。 ・建築士法で建築士の関与が必要とされない場合であっても、建築主等には建築基準法への適合義務がある。そのため、専門知識を有しない者は建築士等に設計を依頼することになり、届出の要否にかかわらず、これまでどおりの建築士の適切な業務執行により、安全安心な建築物が担保される。 ・特定行政庁では、建築確認の要否や建築士の関与の有無に関わらず、特定行政庁と建築士や建築業者等を会員とした兵庫県建築物安全安心推進協議会において、違反建築物への対策等を推進し、消費者への法制度等の普及啓発、パトロールによる監視などを行い、建築物の安全性確保のための取組を推進している。 	
審議の結果等	
<p>現行の制度運用を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例等所管部局等の対応方針どおり、現行の制度運用を維持し、国への要望は行わない。 	

3 (7) 小規模建築物を宿泊施設とする場合の取扱いの柔軟化

根拠法令等	(国) 建築基準法・建築基準法施行令
提案内容 (提案者: 兵庫県建築士会)	
<p>・空き家活用促進のため、民家などを宿泊施設とする場合、防火安全対策と避難等の運営方法等のソフト対策がしっかりと示された2階建てまでの建物については、住宅からホテル・旅館への用途変更を不要とするべき。</p>	
規制等の内容	
<p>・既存建物を活用して宿泊施設とする場合には、建築基準法上の用途変更(住宅→ホテル・旅館)の手続が必要になる。</p> <p>・ホテル・旅館への用途変更する場合、ハード対策として内装等設備の法適合が求められる。</p>	
【建築基準法の防火規制の考え方】(国土交通省資料)	
<p>建築物火災からの人命・財産の保護</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 頻繁な出火の防止 <ul style="list-style-type: none"> 火気使用室の内装からの着火防止 在館者の避難安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> 火災の拡大防止による通常の避難安全の確保 在館者が逃げ遅れた際の救助活動の確保 周囲への危険防止 <ul style="list-style-type: none"> 倒壊、大量の輻射・火の粉による周囲への加害防止 市街地火災対策 <ul style="list-style-type: none"> 市街地での周囲からの被害防止及び加害防止 ※ 大地震後の火災発生時などを想定 <p>阻害要因</p> <ul style="list-style-type: none"> 火熱、煙の発生 火熱による倒壊(避難中の倒壊) 火熱、煙の拡大 避難経路のリスク(迅速な避難困難) 消防活動のリスク(内部への進入困難) 火熱による倒壊(消火中の倒壊) 消防活動のリスク(内部への進入困難) 火熱による倒壊(避難中の倒壊) 火の粉による延焼 <p>基準(講ずべき対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> D. 内装材料の制限 ⇒ 内装に用いる材料に係る制限 A. 主要構造部の制限 ⇒ 壁、柱、床、はり、階段に係る制限 C. 防火区画の設置 ⇒ 区画(壁・床・防火設備)の設置 D. 内装材料の制限 ⇒ 内装に用いる材料に係る制限 E. 避難施設等の設置 ⇒ 階段、排煙設備、非常用照明等の設置 F. 消防活動の支援 ⇒ 消防活動のための設備等の設置 A. 主要構造部の制限 ⇒ 壁、柱、床、はり、屋根に係る制限 F. 消防活動の支援 ⇒ 消防活動のための設備等の設置 A. 主要構造部の制限 ⇒ 壁、柱、床、はり、屋根に係る制限 B. 外殻に対する制限 ⇒ 屋根、一定の外壁、軒裏に係る制限 <p>※消防法では、防火管理、消防設備(自動火災報知設備等の警報設備、誘導灯等の避難設備、スプリンクラー等の消火設備)、消防活動などについて定めている。</p>	
条例等所管部局等の回答 (建築指導課)	
<p>【対応不可】</p> <p>・宿泊施設は、特定の者が居住するのではなく、不特定の者が宿泊する観点から、建築確認制度により、内装制限等の法基準への適合が当然に求められる。</p> <p>・建築基準法では、防火安全対策等のソフト対策により安全性を確保することができるとする規定はなく、用途変更を不要とすることは、適当ではない。</p>	
審議の結果等	
<p>現行の制度運用を維持</p> <p>・条例等所管部局等の対応方針どおり、現行の制度運用を維持し、国への要望は行わない。</p>	

兵庫県規制改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

(会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画県民部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画県民部政策調整局広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

氏名	所属・役職
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
三輪 康一	神戸大学名誉教授
三原 修二	兵庫県経営者協会会長
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長
中後 和子	学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員

別表 2 (第 5 条関係)

氏名	所属・役職
金澤 和夫	兵庫県副知事
藤原 保幸	兵庫県市長会会長
庵途 典章	兵庫県町村会会長